

◎厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 企業年金連合会（第六十八条―第七十四条）</p> <p>第三章 雑則（第七十四条の二―第八十八条）</p> <p>附則</p> <p>（規約の変更の認可の申請）</p> <p>第三条 法第百十五条第二項の規定による規約の変更の認可の申請は、変更の内容及び理由を記載した申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣（当該規約の変更の認可に関する権限が第七十八条第一項及び第二項の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあつては、地方厚生局長等）に提出することによつて行うものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 設立事業所の減少に係る規約の変更（法第百四十四条の二第一項の規定による権利義務の移転に係る場合を除く。）の認可の申請にあつては、前号イに掲げる書類</p> <p>三（略）</p> <p>四 法第百四十四条の五第一項の規定により、年金給付等積立金（法第百三十条の二第二項に規定する年金給付等積立金をいう。第三十条の四、第七十二条の四の三から第七十二条の四の七まで並びに第</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 厚生年金基金連合会（第六十八条―第七十四条）</p> <p>第三章 雑則（第七十五条―第八十八条）</p> <p>附則</p> <p>（規約の変更の認可の申請）</p> <p>第三条 法第百十五条第二項の規定による規約の変更の認可の申請は、変更の内容及び理由を記載した申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣（当該規約の変更の認可に関する権限が第七十八条第一項及び第二項の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあつては、地方厚生局長等）に提出することによつて行うものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 設立事業所の減少に係る規約の変更（法第百四十四条の二第一項及び第二項の規定による権利義務の移転に係る場合を除く。）の認可の申請にあつては、前号イに掲げる書類</p> <p>三（略）</p> <p>四 法第百四十四条の三第一項の規定により、年金給付等積立金（法第百三十条の二第二項に規定する年金給付等積立金をいう。以下同じ。）の一部を、設立事業所の事業主が実施する企業型年金（確定</p>

七十四条の二第二項及び第四項を除き、以下同じ。）の一部を、設立事業所の事業主が実施する企業型年金（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第二項に規定する企業型年金をいう。）の資産管理機関（同条第七項第一号に規定する資産管理機関をいう。以下同じ。）に移換することを内容とする規約の変更の認可の申請にあつては、法第百四十四条の五第二項の同意を得たことを証する書類

（基金間の権利義務の移転の認可等の申請）

第五条の二 法第百四十四条の二第二項の規定による権利義務の移転の 申出の認可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

一 一三（略）

二 三（略）

4 法第百四十四条の二第四項の規定による権利義務の承継の認可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

一 一三（略）

5 六（略）

（解散の認可の申請）

第六条 法第百四十五条第二項の規定による解散の認可の申請は、解散の理由を記載した申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

一（略）

二 前号の時点において当該基金が解散するとしたならば法第百六

拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第二項に規定する企業型年金をいう。）の資産管理機関（同条第七項第一号に規定する資産管理機関をいう。）に移換することを内容とする規約の変更の認可の申請にあつては、法第百四十四条の三第二項の同意を得たことを証する書類

（基金間の権利義務の移転の認可等の申請）

第五条の二 法第百四十四条の二第四項の規定による権利義務の移転の 申出の認可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

一 一三（略）

二 三（略）

4 法第百四十四条の二第七項の規定による権利義務の承継の認可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

一 一三（略）

5 六（略）

（解散の認可の申請）

第六条 法第百四十五条第二項の規定による解散の認可の申請は、解散の理由を記載した申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

一（略）

二 前号の時点において当該基金が解散するとしたならば法第百六

十一條第一項の規定により企業年金連合会（以下「連合会」という。）が徴収することとなる額及びその算出の基礎を示した書類

三〇五（略）

（脱退一時金相当額等の移換に係る者に基金が支給する脱退一時金）

第三十條の四 基金が法第百四十四條の三第六項若しくは第百六十五條第六項又は確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百十五條の二第二項若しくは第百十五條の五第二項の規定により脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額（法第百四十四條の三第五項に規定する脱退一時金相当額をいう。この条を除き、以下同じ。）若しくは年金給付等積立金（法第百六十五條第五項に規定する年金給付等積立金をいう。第七十二條の四の三から第七十二條の四の七まで並びに第七十四條の二第二項及び第四項において同じ。）又は確定給付企業年金脱退一時金相当額（確定給付企業年金法第八十一條の二第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。）若しくは積立金（同法第五十九條に規定する積立金をいう。）を総称する。以下同じ。）の移換を受けた者に支給する一時金たる給付（老齢年金給付の支給を開始した後に支給する一時金たる給付を除く。）の額は、基金の規約で定める方法により計算した額又は当該移換を受けた脱退一時金相当額等の額のいずれが高い額とする。

（脱退一時金の支給の特例）

第三十條の五 基金が移換を受けた脱退一時金相当額等に係る者が当該基金の加入員の資格を喪失した場合において、当該者が令第二十五條に定める脱退一時金を受けるための要件を満たさなときは、同條の

十二條の三第一項の規定により厚生年金基金連合会（以下「連合会」という。）が徴収することとなる額及びその算出の基礎を示した書類

三〇五（略）

規定にかかわらず、基金は、当該者に対して移換を受けた脱退一時金相当額等の額を支給しなければならない。

(設立申請時における代行保険料率の算定)

第三十二条の十五 法第八十一条の三第四項に規定する代行保険料率の算定は、設立の認可(確定給付企業年金法第九十九条第一項の規定に基づき同法第二条第四項に規定する企業年金基金が基金となることについての認可を含む。第三項において同じ。)の申請前一年以内の日を基準として行うものとする。

2・3 (略)

(保険又は共済の契約)

第三十五条 令第三十条第二項第二号に規定する基金から保険料又は共済掛金として受け入れる額は、配当金若しくは分配金又は割戻金から、法第五十九条第二項第一号に規定する拠出金の額、第四十四条の二の規定により年金経理から業務経理へ繰り入れることとした額、法第三十条第五項の規定により委託した業務についての報酬の額及び退職年金等積立金に対する法人税の額に相当する金額を控除した額とする。

(設立事業所の一部に係る事業に主として従事していた者)

第四十九条の二 令第四十一条の三第一号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 令第四十一条の三第一号に規定する譲渡事業主の設立事業所に使用される者であつて、営業の承継が行われる時点において承継される営業に主として従事していたもの

(設立申請時における代行保険料率の算定)

第三十二条の十五 法第八十一条の三第四項に規定する代行保険料率の算定は、設立の認可(確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第九十九条第一項の規定に基づき同法第二条第四項に規定する企業年金基金が基金となることについての認可を含む。第三項において同じ。)の申請前一年以内の日を基準として行うものとする。

2・3 (略)

(保険又は共済の契約)

第三十五条 令第三十条第二項第二号に規定する基金から保険料又は共済掛金として受け入れる額は、配当金若しくは分配金又は割戻金から、法第五十九条第二項第一号に規定する拠出金の額、第四十四条の二の規定により年金経理から業務経理へ繰り入れることとした額、法第三十条第四項の規定により委託した業務についての報酬の額及び退職年金等積立金に対する法人税の額に相当する金額を控除した額とする。

(設立事業所の一部に係る事業に主として従事していた者)

第四十九条の二 令第四十一条の三の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 令第四十一条の三に規定する譲渡事業主の設立事業所に使用される者であつて、営業の承継が行われる時点において承継される営業に主として従事していたもの

二 (略)

（他の基金への老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転等の申出）

第四十九条の三 法第百四十四条の三第二項の規定による老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転の申出は、甲基金の中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）を、乙基金に提出することによつて行うものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 甲基金の加入員の資格の取得及び喪失の年月日

三 平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額

四 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額並びに被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額及び標準賞与額

五 乙基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合に  
おいて支給すべきこととなる老齢年金給付の額

2 | 法第百四十四条の三第五項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、甲基金は、前項に定める書類又は磁気ディスクに併せて、次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを乙基金に提出するものとする。

一 脱退一時金相当額

二 (略)

二 脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間

(脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間の一部を老齢年金給付の額の算定の基礎として用いる際の算定方法)

第四十九条の四 令第四十一条の三の五第二項の規定により、甲基金の脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間の一部を、乙基金の老齢年金給付の額の算定の基礎として用いるときは、次の各号に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならない。

一 乙基金の規約に照らして当該移換された脱退一時金相当額の算定の基礎となる期間を算定すること。ただし、算定された期間が甲基金の脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間を超える場合にあっては、当該算定の基礎となつた期間とすること。

二 甲基金の脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間を乙基金の老齢年金給付の額の算定の基礎として用いないこととする場合にあっては、乙基金の加入員であつた期間(令第四十一条の三の五第一項の規定により乙基金の加入員であつた期間とみなされた期間を除く。)が一年未満である者に限り、その旨を規約で定めること。

三 その他当該中途脱退者について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められること。

(中途脱退者に係る権利義務の承継等の通知)

第四十九条の五 法第四百四十四条の三第九項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者に送付することによつて行うものとする。

一 法第四百四十四条の三第三項の規定により老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合 乙基金が老齢年金給付の支給に關す

る権利義務を承継した年月日及びその老齢年金給付の額並びに支給開始の年月又は年齢

- 二 法第百四十四条の三第七項の規定により法第百三十条第一項から第三項までに規定する給付（第七十二条の四の六第一項第二号において「老齢年金給付等」という。）の支給を行うこととなつた場合  
乙基金が脱退一時金相当額の移換を受けた年月日及びその額並びに令第四十一条の三の五第二項の規定により老齢年金給付の額の算定の基礎として用いられる期間

（確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換の申出）

第四十九条の六 法第百四十四条の六第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、基金は、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、企業型記録関連運営管理機関等（確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。以下同じ。）又は国民年金基金連合会（同法第二条第五項に規定する連合会をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

- 一 氏名、性別及び生年月日
- 二 国民年金基金連合会に提出する場合には、基礎年金番号
- 三 脱退一時金相当額並びにその算定の基礎となつた期間の開始日及び終了日

（脱退一時金相当額の移換を受けた旨の通知）

第四十九条の七 法第百四十四条の六第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者に送付することによつて行うものとする。

一 企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会が脱退一時金相当額の移換を受けた年月日及びその額

二 確定拠出年金法第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により通算加入者等期間（同法第三十三条第一項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）の通算加入者等期間をいう。第七十二条の四の六第三項において同じ。）に算入される期間

（財産目録等の提出）

第六十五条 令第四十四条の厚生労働省令で定める書類は、基金が解散した日を令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額及び法第六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額並びにこれらの額の明細を示した書類とする。

（解散に伴う事務の引継ぎ）

第六十六条 基金が解散したときは、清算人は、遅滞なく、解散した日において当該基金が老齢年金給付の支給の義務を負っている者（以下「解散基金加入員」という。）につき、次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを連合会に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額

四 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額

（財産目録等の提出）

第六十五条 令第四十四条の厚生労働省令で定める書類は、基金が解散した日を令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額及び法第六十二条の三第一項に規定する責任準備金に相当する額並びにこれらの額の明細を示した書類とする。

（解散に伴う事務の引継ぎ）

第六十六条 基金が解散したときは、清算人は、遅滞なく、解散した日において当該基金が老齢年金給付の支給の義務を負っている者（以下「解散基金加入員」という。）につき、次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）を連合会に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間の基準標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額

四 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の基準標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額

酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額並びに被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額及び標準賞与額

五 法第百六十一条第一項の規定により連合会が徴収する額

## 第二章 企業年金連合会

(解散基金加入員に係る老齢年金給付の確保事業の認可の申請)

第六十九条の二 法第百五十九条第四項ただし書の規定による認可の申請は、拠出金の額その他事業の概要を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

2 (略)

(基金から連合会への中途脱退者に係る義務の移転等の申出)

第七十条 令第五十一条第一項の規定による老齢年金給付及び一時金たる給付の支給に関する義務の移転の申出は、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した申出書又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを連合会に提出することによつて行うものとする。

一・二 (略)

三 平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額

四 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額並びに被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額及び標準賞与額

準標準給与の額並びに被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額及び標準賞与額

五 法第百六十二条の三第一項の規定により連合会が徴収する額

## 第二章 厚生年金基金連合会

(解散基金加入員に係る老齢年金給付の確保事業の認可の申請)

第六十九条の二 法第百五十九条第三項ただし書の規定による認可の申請は、拠出金の額その他事業の概要を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

2 (略)

(中途脱退者に係る義務の移転等の申出)

第七十条 令第五十一条第一項の規定による老齢年金給付及び一時金たる給付の支給に関する義務の移転の申出は、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した申出書又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを連合会に提出することによつて行うものとする。

一・二 (略)

三 平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間の基準標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額

四 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の基準標準給与の額並びに被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額及び標準賞与額

五 (略)

2 法第六十条の二第一項の規定による申出は、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した申出書又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを連合会に提出することによつて行うものとする。

- 一 氏名、性別、生年月日、住所及び基礎年金番号
- 二 法第六十条の二第一項の規定により交付を申し出る脱退一時金相当額及びその算定の基礎となつた期間

(中途脱退者に係る義務の承継等の通知等)

第七十一条 (略)

2 (略)

3 法第六十条第七項(法第六十条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、連合会の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。

五 (略)

2 法第六十条の二第一項の規定による申出は、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した申出書又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを連合会に提出することによつて行うものとする。

- 一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
- 二 法第六十条の二第一項の規定により交付を申し出る脱退一時金相当額

(中途脱退者に係る義務の承継等の通知等)

第七十一条 (略)

2 (略)

3 法第六十条第七項(法第六十条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、官報に掲載して行うほか、連合会の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。

(再加入者に係る現価相当額の交付の請求)

第七十二条 法第六十一条第二項の規定による現価相当額の交付の請求は、速やかに、当該請求に係る中途脱退者について、次の各号に掲げる事項を記載した請求書又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを連合会に提出することによつて行うものとする。

- 一 氏名、性別及び基礎年金番号
- 二 再び加入員の資格を取得した年月日
- 三 基金がその支給に関する義務を承継した老齢年金給付及び一時金たる給付の当該現価相当額

(解散基金加入員に分配すべき残余財産の交付の申出等)

(解散基金加入員に分配すべき残余財産の交付の申出等)

第七十二条 法第六十一条第四項の規定による申出は、当該解散基金加入員に係る次の各号に掲げる事項を記載した申出書又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを連合会に提出することによつて行うものとする。

一 (略)

二 法第六十一条第四項の規定により交付を申し出る残余財産の額

2 前項の規定は、法第六十二条第一項の規定による申出について準用する。この場合において、前項中「解散基金加入員」とあるのは、「当該法第四十七条第四項に規定する者」と読み替えるものとする。

(解散基金加入員に係る老齢年金給付の額の加算等の通知等)

第七十二条の二 法第六十一条第七項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該解散基金加入員に送付することによつて行うものとする。

一 法第六十一条第五項の規定により残余財産を連合会に交付した解散した基金の名称

二・三 (略)

2 法第六十一条第八項において準用する法第六十条第七項の規定による公告については、第七十一条第三項の規定を準用する。

(解散基金加入員に係る老齢厚生年金等の支給停止事由該当等の届出)

第七十二条の三 解散基金加入員(確定給付企業年金法第一百十条の二第六項の規定により解散基金加入員とみなされる者を含む。以下この条

第七十二条の二 法第六十二条の三第四項の規定による申出は、当該解散基金加入員に係る次の各号に掲げる事項を記載した申出書又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを連合会に提出することによつて行うものとする。

一 (略)

二 法第六十二条の三第四項の規定により交付を申し出る残余財産の額

2 前項の規定は、法第六十二条の四第一項の規定による申出について準用する。この場合において、前項中「解散基金加入員」とあるのは、「当該法第四十七条第四項に規定する者」と読み替えるものとする。

(解散基金加入員に係る老齢年金給付の額の加算等の通知等)

第七十二条の三 法第六十二条の三第七項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該解散基金加入員に送付することによつて行うものとする。

一 法第六十二条の三第五項の規定により残余財産を連合会に交付した解散した基金の名称

二・三 (略)

2 法第六十二条の三第八項において準用する法第六十条第七項の規定による公告については、第七十一条第三項の規定を準用する。

(解散基金加入員に係る老齢厚生年金等の支給停止事由該当等の届出)

第七十二条の四 解散基金加入員であつて、老齢厚生年金又は法附則第二十八条の三第一項に規定する特例老齢年金(以下この条において「

並びに第七十四条において準用する第二十一条第一号及び第三号において同じ。)であつて、老齢厚生年金又は法附則第二十八条の三第一項に規定する特例老齢年金(以下この条において「老齢厚生年金等」という。)を受け得る者は、法第三十八条第一項前段、第三十八条の二第一項、第四十六条若しくは附則第七条の四、附則第七条の五第一項及び第二項、附則第十一条から第十一条の六まで若しくは附則第十三条の六の規定、法律第三十四号附則第五十六条第一項の規定又は国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。第三項において「法律第九十五号」という。)附則第二十一条から第二十七条までの規定によりその額の全部又は一部につき支給が停止されたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を連合会に提出しなければならない。

一 五 (略)

二 三 (略)

4 前項の届書には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

一 二 (略)

三 法第六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分の老齢年金給付を受けることができる者以外の者にあつては、提出日前一月以内に作成されたその者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本

(連合会遺族給付金及び連合会障害給付金の額の通知等)

第七十二条の四 法第六十二条第三項において準用する法第六十一条第七項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書を当該法第四十七条第四項に規定する者に送付することによつて行うも

老齢厚生年金等」という。)を受け得る者は、法第三十八条第一項前段、第三十八条の二第一項、第四十六条若しくは附則第七条の四、附則第七条の五第一項及び第二項、附則第十一条から第十一条の六まで若しくは附則第十三条の六の規定、法律第三十四号附則第五十六条第一項の規定又は国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。第三項において「法律第九十五号」という。)附則第二十一条から第二十七条までの規定によりその額の全部又は一部につき支給が停止されたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を連合会に提出しなければならない。

一 五 (略)

二 三 (略)

4 前項の届書には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

一 二 (略)

三 法第六十二条の三第五項の規定により加算された額に相当する部分の老齢年金給付を受けることができる者以外の者にあつては、提出日前一月以内に作成されたその者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本

(連合会遺族給付金及び連合会障害給付金の額の通知等)

第七十二条の四の二 法第六十二条の四第三項において準用する法第六十二条の三第七項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書を当該法第四十七条第四項に規定する者に送付することによつて行うも

のとする。

一 法第百六十二条第二項の規定により残余財産を連合会に交付した  
解散した基金の名称

二・三 (略)

2 法第百六十二条第四項において準用する法第百六十条第七項の規定  
による公告については、第七十一条第三項の規定を準用する。

第七十二条の四の二 (略)

(連合会から基金への給付の支給に関する権利義務の移転等の申出)

第七十二条の四の三 法第百六十五条第二項の規定による老齡年金給付

(法第百六十条の二第三項又は第百六十一条第五項の規定により加算  
された額に相当する部分を除く。以下この項において同じ。)の支給  
に関する権利義務の移転の申出は、中途脱退者等(法第百六十五条第  
一項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。)に係る次の各号に  
掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク  
を基金に提出することによつて行うものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 第六十六条第二号から第四号まで又は第七十条第一項第二号から  
第四号までの規定により、連合会が清算人又は基金から提出を受け  
た事項

三 基金が老齡年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合にお  
いて、支給すべきこととなる老齡年金給付の額

2 法第百六十五条第五項の規定による年金給付等積立金の移換の申出  
があつたときは、連合会は、前項に定める書類又は磁気ディスクに併  
せて、次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録

よつて行うものとする。

一 法第百六十二条の四第二項の規定により残余財産を連合会に交付  
した解散した基金の名称

二・三 (略)

2 法第百六十二条の四第四項において準用する法第百六十条第七項の  
規定による公告については、第七十一条第三項の規定を準用する。

第七十二条の四の三 (略)

した磁気ディスクを基金に提出するものとする。

一 年金給付等積立金の額

二 法第六十条の二第二項の規定により連合会に交付された脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は法第六十一条第一項の解散した基金の加入員であつた期間（以下「算定基礎期間等」という。）

（連合会から確定給付企業年金又は確定拠出年金への年金給付等積立金の移換の申出）

第七十二条の四の四 法第六十五条の二第一項の規定による年金給付等積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する確定給付企業年金の事業主等に提出するものとする。

一 氏名、性別及び生年月日

二 年金給付等積立金の額及び算定基礎期間等

2 法第六十五条の三第一項の規定による年金給付等積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、企業型記録関連連运营管理機関等又は国民年金基金連合会に提出するものとする。

一 氏名、性別及び生年月日

二 国民年金基金連合会に提出する場合には、基礎年金番号

三 年金給付等積立金の額並びに算定基礎期間等の開始日及び終了日

（算定基礎期間等の一部を老齢年金給付の額の算定の基礎として用い

る際等の算定方法)

第七十二条の四の五 令第五十二条の五の三第二項の規定により算定基礎期間等の一部を基金の老齢年金給付の額の算定の基礎として用いるときは、次の各号に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならない。

一 基金の規約に照らして当該移換された年金給付等積立金の額の算定の基礎となる期間を算定すること。ただし、算定された期間が算定基礎期間等を超える場合にあつては、当該算定基礎期間等とすること。

二 算定基礎期間等を基金の老齢年金給付の額の算定の基礎として用いないこととする場合にあつては、基金の加入員であつた期間(令第五十二条の五の三第一項の規定により基金の加入員であつた期間とみなされた期間を除く。)が一年未満である者に限り、その旨を規約で定めること。

三 その他当該中途脱退者等について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められること。

2 令第五十二条の五の三第三項の規定により、算定基礎期間等の一部を確定給付企業年金の加入者期間(確定給付企業年金法第二十八条第一項に規定する加入者期間をいう。以下同じ。)に算入するときは、次の各号に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならない。

一 確定給付企業年金の規約に照らして当該移換された年金給付等積立金の額の算定の基礎となる期間を算定すること。ただし、算定された期間が算定基礎期間等を超える場合にあつては、当該算定基礎期間等とすること。

二 算定基礎期間等を確定給付企業年金の加入者期間に算入しないこととする場合にあつては、確定給付企業年金の加入者であつた期間

が一年未満である者に限り、その旨を規約で定めること。

三 その他当該中途脱退者等について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められること。

(中途脱退者等に係る権利義務の承継等の通知)

第七十二条の四の六 法第百六十五条第九項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者等に送付することによつて行うものとする。

一 法第百六十五条第三項の規定により老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合 基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した年月日及びその老齢年金給付の額並びに支給開始の年月又は年齢

二 法第百六十五条第七項の規定により老齢年金給付等の支給を行うこととなつた場合 基金が年金給付等積立金の移換を受けた年月日及びその額並びに令第五十二条の五の三第二項の規定により老齢年金給付の額の算定の基礎として用いられる期間

2 法第百六十五条の二第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者等に送付することによつて行うものとする。

一 確定給付企業年金の資産管理運用機関等（確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。以下同じ。）が年金給付等積立金の移換を受けた年月日及びその額

二 令第五十二条の五の三第三項の規定により確定給付企業年金の加入者期間に算入される期間

3 法第百六十五条の三第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者等に送付することによつて行

うものとする。

一 企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会が年金給付等積立金の移換を受けた年月日及びその額

二 確定拠出年金法第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により通算加入者等期間に算入される期間

(連合会から移換する年金給付等積立金の額)

第七十二条の四の七 連合会が法第六十五條第六項、第六十五條の

二第二項又は第六十五條の三第二項の規定により厚生年金基金、確定給付企業年金の資産管理運用機関等又は企業型年金の資産管理機関若しくは国民年金基金連合会に移換する年金給付等積立金の額は、次の各号に掲げる額のいずれか高い額とする。

一 連合会の規約で定める方法により計算した額

二 連合会が移換を受けた当該中途脱退者等に係る脱退一時金相当額又は残余財産の額(当該中途脱退者等の給付に充てる部分に限る)。

(中途脱退者等に関する原簿)

第七十三条 令第五十四条において準用する令第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 第二号の基金における平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額

六 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額並びに被保険者の種別ごと

(中途脱退者等に関する原簿)

第七十三条 令第五十四条において準用する令第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 第二号の基金における平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間の基準標準給与月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額

六 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の基準標準給与額並びに被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者

の当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額及び標準賞与額

七 連合会が年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を承継した年月日並びに年金たる給付及び一時金たる給付の額又は基金が解散した年月日及び連合会が法第六十一条第二項の規定により解散基金加入員に支給する老齢年金給付の額

八 (略)

九 法第六十一条第四項の規定により連合会が当該解散基金加入員に分配すべき残余財産の交付を受けている場合にあつては、当該交付を受けた年月日及びその額

十 法第六十二条第二項の規定により連合会が当該法第四十七条第四項に規定する者に分配すべき残余財産の交付を受けている場合にあつては、当該交付を受けた年月日及びその額

十一 基金が確定給付企業年金法第百十条の二第一項の規定による権利義務の移転を行った年月日及び連合会が同条第六項の規定により解散基金加入員とみなされた者に支給する老齢年金給付の額

(準用規定)

第七十四条 次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について準用する。

第二十三条から第二十八条まで	(略)
第三十条の四	連合会が支給する一時金たる給付 (老齢年金給付の支給を開始した後に支給する一時金たる給付を除

であつた期間の標準報酬月額及び標準賞与額

七 連合会が年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を承継した年月日並びに年金たる給付及び一時金たる給付の額又は基金が解散した年月日及び連合会が法第六十二条の三第二項の規定により解散基金加入員に支給する老齢年金給付の額

八 (略)

九 法第六十二条の三第四項の規定により連合会が当該解散基金加入員に分配すべき残余財産の交付を受けている場合にあつては、当該交付を受けた年月日及びその額

十 法第六十二条の四第二項の規定により連合会が当該法第四十七条第四項に規定する者に分配すべき残余財産の交付を受けている場合にあつては、当該交付を受けた年月日及びその額

(準用規定)

第七十四条 次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について準用する。

第二十三条から第二十八条まで	(略)
	(略)

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第一章第七節(第四十二条第三項、第四十五条、第四十七条の二及び第四十七条の三を除く。)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第六條第二号	(略)	法第百六十一条第一項	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第二十三條第一項第二号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第三十條の四	基金が法第百四十四條の三第六項若しくは第百六十五条第六項又は確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第百十五条の二第二項若しくは第百十五条の	連合会が法第百六十條の二第二項又は第百六十一条第五項	(略)	(略)	(略)

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第一章第七節(第四十二条第三項、第四十五条及び第四十七条の二を除く。)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第六條第二号	(略)	法第百六十二条の三第一項	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第二十三條第一項第二号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

五第二項

脱退一時金相当額  
等（脱退一時金相  
当額（法第百四十  
四条の三第五項に  
規定する脱退一時  
金相当額をいう。  
この条を除き、以  
下同じ。）若しく  
は年金給付等積立  
金（法第百六十五  
条第五項に規定す  
る年金給付等積立  
金をいう。第七十  
二条の四の三から  
第七十二条の四の  
七まで並びに第七  
十四条の二第二項  
及び第四項におい  
て同じ。）又は確  
定給付企業年金脱  
退一時金相当額（  
確定給付企業年金  
法第八十一条の二  
第一項に規定する  
脱退一時金相当額

脱退一時金相当額又は残余財  
産

	<p>(略)</p> <p>をいう。)若しくは積立金(同法第五十九条に規定する積立金をいう。以下を総称する。以下同じ。)</p> <p>基金の</p> <p>脱退一時金相当額等の額</p>	<p>(略)</p> <p>連合会の</p> <p>脱退一時金相当額又は残余財産の額(当該中途脱退者又は解散基金加入員の給付に充てる部分に限る。)</p>
<p>第三十五条</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第四十四条の二</p> <p>年金経理から業務経理</p>	<p>(略)</p> <p>第七十四条において準用する第四十四条の二</p> <p>厚生年金基金基本年金経理又は厚生年金基金加算年金経理又は厚生年金基金加算年金経理から福祉施設経理又は業務経理</p>
<p>第四十一条第二項</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>法第百三十条第五項</p>	<p>(略)</p> <p>法第百五十九条第六項</p> <p>厚生年金基金基本年金経理及び厚生年金基金加算年金経理、支払保証経理、福祉施設経理、共済経理並びに業務経理</p>
	<p>第三十五条</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第七十四条において準用する第四十四条の二</p>
<p>第四十一条第二項</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>法第百三十条第四項</p>	<p>(略)</p> <p>法第百五十九条第五項</p> <p>年金経理、支払保証経理、福祉施設経理、共済経理及び業務経理を設け、年金たる給付及び一時金たる給付に関する</p>

(略)	(略)	<p>を設け、年金たる給付及び一時金たる給付に関する取引は厚生年金基金基本年金経理又は厚生年金基金加算年金経理により、法第百五十九条第四項第一号に規定する事業に関する取引は支払保証経理により、同条第五項に規定する業務に関する取引は福祉施設経理により、基金及び連合会の職員に係る共済事業並びに連合会の職員の退職年金事業に関する取引は共済経理により、その他の取引は業務経理</p>
第四十四条の二	年金経理から業務経理	<p>厚生年金基金基本年金経理又は厚生年金基金加算年金経理から福祉施設経理又は業務経理</p>
第四十七条第三号	(略)	(略)
第四十七条第四号	年金経理	<p>厚生年金基金基本年金経理又は厚生年金基金加算年金経理</p>
第四十八条第一項及び第二項	年金経理 別途積立金	<p>厚生年金基金基本年金経理又は厚生年金基金加算年金経理それぞれ別途積立金</p>
(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	<p>取引は年金経理により、法第百五十九条第二項第一号に規定する事業に関する取引は支払保証経理により、同条第三項に規定する業務に関する取引は福祉施設経理により、基金及び連合会の職員に係る共済事業並びに連合会の職員の退職年金事業に関する取引は共済経理により、その他の取引は業務経理</p>
第四十四条の二	業務経理	<p>福祉施設経理又は業務経理</p>
第四十七条第三号	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

### 第三章 雑則

(中途脱退者等への説明義務)

第七十四条の二 令第五十五条の二第一項の規定により、基金が加入員の資格を喪失した者（以下この項において「資格喪失者」という。）に老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転又は脱退一時金相当額の移換に必要事項について説明するときは、当該資格喪失者の脱退一時金相当額その他老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転又は脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

2 令第五十五条の二第二項の規定により、基金が加入員の資格を取得した者に老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転又は年金給付等積立金若しくは脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について説明するときは、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。

一 令第四十一条の三の四第一項又は第五十二条の五の二第一項の規定による老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転又は年金給付等積立金若しくは脱退一時金相当額の移換の申出の期限及び当該申出の手續

二 令第四十一条の三の五第二項又は第五十二条の五の三第二項の規定により老齢年金給付の額の算定の基礎として用いる期間及びその算定方法

三 第四十九条の四第二号又は第七十二条の四の五第一項第二号の規定を定めている場合にあつては、その旨及びその概要

四 その他老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転又は年金給付

等積立金若しくは脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項

3 令第五十五条の二第三項の規定により連合会が中途脱退者に老齡年金給付の支給に関する義務の移転又は脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について説明するときは、令第五十一条第一項の規定による老齡年金給付の支給に関する義務の移転又は脱退一時金相当額の移換の申出の期限及び当該申出の手續その他老齡年金給付の支給に関する義務の移転又は脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

4 令第五十五条の二第四項の規定により確定給付企業年金の事業主等が当該確定給付企業年金の加入者の資格を取得した者に年金給付等積立金の移換に関して必要な事項について説明するときは、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。

- 一 令第五十二条の五の二第二項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による年金給付等積立金の移換の申出の期限及び当該申出の手續
- 二 令第五十二条の五の三第三項の規定により確定給付企業年金の加入者期間に算入する期間及びその算定方法
- 三 第七十二条の四の五第二項第二号の規約を定めている場合にあっては、その旨及びその概要
- 四 その他年金給付等積立金の移換に係る判断に資する必要な事項

(特定基金の加入員の標準報酬月額額の総額に対する掛金の総額の比率の計算方法)

第八十二条 令第六十四条第一号の当該基金の加入員の標準報酬月額

(特定基金の加入員の標準報酬月額額の総額に対する掛金の総額の比率の計算方法)

第八十二条 令第六十四条第一号の当該基金の加入員の標準報酬月額

総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率から第三号に掲げる率を控除して得た率とする。

一 申出日の属する月前二年間に当該基金が徴収した掛金の総額（法附則第三十二条第一項の認可を受けた基金にあつては、掛金の額と当該認可を受けなかつたとした場合に得られていたと見込まれる免除保険料額を合計した額の総額）を、当該基金の加入員又は加入員であつた者に係る申出日の属する月前二年間の標準報酬月額総額で除して得た率

二・三（略）

（納付特例基金の解散に伴う事務の引継ぎ）

第八十八条 法附則第三十三条第三項の要件に適合すると厚生労働大臣が認めた同条第一項の申出を行つた基金又は法附則第三十四条第一項の承認を受けた基金が解散したときは、第六十六条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを連合会」とあるのは「を社会保険庁長官」と、同条第一号中「住所及び基礎年金番号」とあるのは「及び基礎年金番号」と、同条第三号中「平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間」とあるのは「平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間（法附則第三十二条の認可を受けた日以降の当該基金の加入員であつた期間（以下「法附則第三十二条加入員期間」という。）を除く。）」と、「当該加入員たる被保険者であつた期間」とあるのは「当該加入員たる被保険者であつた期間（法附則第三十二条加入員期間を除く。）」と、同条第四号中「平成十五年四月一日以後の加入

総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率から第三号に掲げる率を控除して得た率とする。

一 申出日の属する月前二年間に当該基金が当該基金の規約で定めるところにより徴収すべきであつた掛金の総額（法附則第三十二条第一項の認可を受けた基金にあつては、掛金の額と当該認可を受けなかつたとした場合に得られていたと見込まれる免除保険料額を合計した額の総額）を、当該基金の加入員又は加入員であつた者に係る申出日の属する月前二年間の標準報酬月額総額で除して得た率

二・三（略）

（納付特例基金の解散に伴う事務の引継ぎ）

第八十八条 法附則第三十三条第三項の要件に適合すると厚生労働大臣が認めた同条第一項の申出を行つた基金又は法附則第三十四条第一項の承認を受けた基金が解散したときは、第六十六条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「又はこれらの事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）を連合会」とあるのは「を社会保険庁長官」と、同条第一号中「住所及び基礎年金番号」とあるのは「及び基礎年金番号」と、同条第三号中「平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間」とあるのは「平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間（法附則第三十二条の認可を受けた日以降の当該基金の加入員であつた期間（以下「法附則第三十二条加入員期間」という。）を除く。）」と、「当該加入員たる被保険者であつた期間」とあるのは「当該加入員たる被保険者であつた期間（

員たる被保険者であつた期間」とあるのは「平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間（法附則第三十二条加入員期間を除く。）」と、「当該加入員たる被保険者であつた期間」とあるのは「当該加入員たる被保険者であつた期間（法附則第三十二条加入員期間を除く。）」と、同条第五号中「法附則第三十二条加入員期間は「法附則第三十三条第三項又は法附則第三十四条第五項」と、「連合会」とあるのは「政府」とする。

#### 附 則

4 連合会は、第七十四条において準用する第四十四条の二の規定にかかわらず、当分の間、厚生労働大臣の承認を受けたときは、厚生年金基金基本年金経理又は厚生年金基金加算年金経理から福祉施設経理又は業務経理へ繰り入れることができる。この場合において、第七十二条の五第三項及び第七十四条第二項の表第三十五条の項中「第七十四条において準用する第四十四条の二」とあるのは、「附則第四項」とする。

(削除)

法附則第三十二条加入員期間を除く。）」と、同条第四号中「平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間」とあるのは「平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間（法附則第三十二条加入員期間を除く。））」と、「当該加入員たる被保険者であつた期間」とあるのは「当該加入員たる被保険者であつた期間（法附則第三十二条加入員期間を除く。））」と、同条第五号中「法附則第十二条の三第一項」とあるのは「法附則第三十三条第三項又は法附則第三十四条第五項」と、「連合会」とあるのは「政府」とする。

#### 附 則

4 連合会は、第七十四条において準用する第四十四条の二の規定にかかわらず、当分の間、厚生労働大臣の承認を受けたときは、年金経理から福祉施設経理又は業務経理へ繰り入れることができる。この場合において、第七十二条の五第三項及び第七十四条第二項の表第三十五条の項中「第七十四条において準用する第四十四条の二」とあるのは、「附則第四項」とする。

6| 令附則第九条第一項の規定により中途脱退者とみなされた者に係る同条第二項の規定により読み替えて適用する法第六十条の二第一項の規定による申出は、当該者に係る第七十条第二項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載した申出書又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを連合会に提出することによつて行うものとする。

一 住所

(削除)

- 二 令附則第九条第一項第二号の基金の加入員の資格の取得及び喪失の年月日
- 三 令附則第九条第一項の確定給付企業年金の加入者の資格の喪失の年月日

7 令附則第十条第一項の規定により解散基金加入員とみなされた者に係る同条第二項により読み替えて適用する法第百六十二条の三第四項の規定による申出は、当該者に係る第七十二条の二第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載した申出書又はこれらの事項を記載した磁気ディスクを連合会に提出することによつて行うものとする。

- 一 令附則第十条第一項の基金の加入員の資格の取得の年月日
- 二 確定給付企業年金法施行規則第二十一条に規定する加入者の資格の喪失の年月日

(削除)

8 令附則第九条第一項の規定により中途脱退者とみなされた者及び令附則第十条第一項の規定により解散基金加入員とみなされた者に係る令第五十四条において準用する令第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、第七十三条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 氏名、性別、生年月日、住所及び基礎年金番号
- 二 一時金たる給付の支給に関する義務を連合会に移転した事業主の名称及び確定給付企業年金法施行規則第八条に規定する規約番号又は企業年金基金の名称及び確定給付企業年金法施行規則第十六条に規定する基金番号
- 三 基金の加入員の資格の取得及び喪失の年月日並びに確定給付企業

年金の加入者の資格の喪失の年月日

四 法第六十条の第二項の規定により連合会が当該中途脱退者に係る脱退一時金相当額の交付を受けている場合にあつては、当該交付を受けた年月日及びその額

五 法第六十二条の第三項の規定により連合会が当該解散基金加人員に分配すべき残余財産の交付を受けている場合にあつては、当該交付を受けた年月日及びその額

六 法第六十二条の第四項の規定により連合会が当該法第四百七条第四項に規定する者に分配すべき残余財産の交付を受けている場合にあつては、当該交付を受けた年月日及びその額

別記様式

(表 面)

第四百九条 (略)  
第四百八十三条 第四百七十八条又は第四百四十八条第一項 (第六十八條第三項において準用する場合を含む。) の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は五

(略)

別記様式

(表 面)

第四百九条 (略)  
第四百八十三条 第四百七十八条又は第四百四十八条第一項 (第六十八條第三項において準用する場合を含む。) の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は三

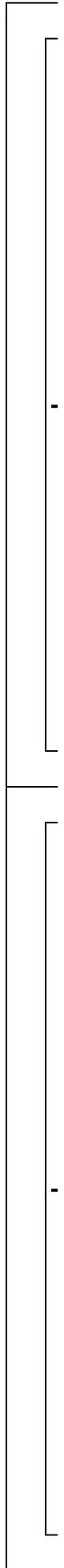
(略)

十万円以下の罰金に処する。  
第百八十四条 (略)

十万円以下の罰金に処する。  
第百八十四条 (略)

◎国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）

改正案	現行
<p>(中途脱退者に対する通知等) 第五十六条 (略)</p> <p>2 法第百三十七条の十七第八項の規定による公告は、<u>連合会の事務所</u>の掲示板に掲示して行うものとする。</p> <p>別記様式 (表 面)</p>	<p>(中途脱退者に対する通知等) 第五十六条 (略)</p> <p>2 法第百三十七条の十七第八項の規定による公告は、<u>官報に掲載して</u>行うほか、<u>連合会の事務所</u>の掲示板に掲示して行うものとする。</p> <p>別記様式 (表 面)</p>
<p>第百四十三条 第百四十一条 第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第百四十四条 (略)</p>	<p>第百四十三条 第百四十一条 第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第百四十四条 (略)</p>



◎確定拠出年金法施行規則（平成十二年厚生労働省令第百七十五号）

改正案	現行
<p>（企業型年金加入者等原簿の作成及び保存）</p> <p>第十五条 法第十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 法第五十四条の規定により企業年金制度若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたことがあるとき又は法第五十四条の二若しくは第七十四条の二の規定により厚生年金基金、確定給付企業年金若しくは企業年金連合会（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四百九条第一項の企業年金連合会をいう。以下同じ。）から脱退一時金相当額等（法第五十四条の二第一項に規定する脱退一時金相当額等をいう。以下同じ。）の移換が行われたことがあるときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間その他移換に関する事項</p> <p>十三・十四（略）</p> <p>二〇四（略）</p> <p>（加入者等への通知事項）</p> <p>第二十一条 法第二十七条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇八（略）</p>	<p>（企業型年金加入者等原簿の作成及び保存）</p> <p>第十五条 法第十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 法第五十四条の規定により企業年金制度又は退職手当制度からその資産の全部又は一部の移換が行われたことがあるときは、その制度の種別、その資産の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間その他移換に関する事項</p> <p>十三・十四（略）</p> <p>二〇四（略）</p> <p>（加入者等への通知事項）</p> <p>第二十一条 法第二十七条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇八（略）</p>

九 前期日から今期日までの間に法第五十四条の規定により企業年金制度若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたとき又は法第五十四条の二若しくは第七十四条の二の規定により厚生年金基金、確定給付企業年金若しくは企業年金連合会から脱退一時金相当額等の移換が行われたときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間その他移換に関する事項

(運営管理業務に関する帳簿書類の作成及び保存)

第二十六条 記録関連業務を行う事業主が作成する法第四十九条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。

一〜四 (略)

五 厚生年金保険法第百四十四条の六第四項若しくは第百六十五条の三第四項又は確定給付企業年金法第百七十七条の二第四項若しくは第百七十七条の三第四項の規定により脱退一時金相当額等が移換された者に通知した内容を記録した書面

2〜4 (略)

(通算加入者等期間に算入する期間)

第三十条 令第二十四条第一項の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間のうち資産の移換の対象となった期間とする。ただし、当該期間のうち、法第三十三条第二項各号に掲げる期間の計算の基礎となる月に係るもの及び法第五十四条第二項、第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により既に法第三十三条第一項（法第七十三条の規定により準用する場合を含む。）の通算加入者等期間に算入されたものを除く。

九 前期日から今期日までの間に法第五十四条の規定により企業年金制度又は退職手当制度からその資産の全部又は一部の移換が行われたときは、その制度の種別、その資産の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間その他移換に関する事項

(運営管理業務に関する帳簿書類の作成及び保存)

第二十六条 記録関連業務を行う事業主が作成する法第四十九条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。

一〜四 (略)

2〜4 (略)

(通算加入者等期間に算入する期間)

第三十条 令第二十四条の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間のうち資産の移換の対象となった期間とする。ただし、当該期間のうち、法第三十三条第二項各号に掲げる期間の計算の基礎となる月に係るもの及び法第五十四条第二項の規定により既に法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入されたものを除く。

一 令第二十二條第一項第一号又は第二号に掲げる資産の移換を受ける場合 厚生年金基金の加入員であつた期間（厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第二十四條、第四十一條の三の五第二項若しくは第五十二條の五の三第二項又は確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第八十八條の三第一項の規定により老齡年金給付の額の算定の基礎として用いる期間があるときは、当該期間を加えた期間）

二 令第二十二條第一項第三号又は第四号に掲げる資産の移換を受ける場合 確定給付企業年金法第二十八條第一項に規定する加入者期間（確定給付企業年金法施行令第九十二條第一項の規定に基づき確定給付企業年金の給付の算定の基礎としない期間及び前号に掲げる期間を除く。）

三 （略）

2 令第二十四條第二項の規定により準用する同條第一項の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、当該期間のうち、法第三十三條第二項各号に掲げる期間の計算の基礎となる月に係るもの及び法第五十四條第二項、第五十四條の二第二項又は第七十四條の二第二項の規定により既に法第三十三條第一項（法第七十三條の規定により準用する場合を含む。）の通算加入者等期間に算入されたものを除く。

一 厚生年金基金脱退一時金相当額（厚生年金保険法第四百四十四條の三第五項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下この条において同じ。）又は確定給付企業年金脱退一時金相当額（確定給付企業年金法第八十一條の二第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下この条において同じ。）の移換を受ける場合 厚生年金基金脱退一時金相当額又は確定給付企業年金脱退一時金相当額の算定の基礎

一 令第二十二條第一項第一号又は第二号に掲げる資産の移換を受ける場合 厚生年金基金の加入員であつた期間（厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第二十四條の規定により老齡年金給付の額の算定の基礎として用いる期間があるときは、当該期間を加えた期間）

二 令第二十二條第一項第三号又は第四号に掲げる資産の移換を受ける場合 確定給付企業年金法第二十八條第一項に規定する加入者期間（確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第九十二條第一項の規定に基づき確定給付企業年金の給付の算定の基礎としない期間及び前号に掲げる期間を除く。）

三 （略）

となつた期間（前項に掲げる期間を除く。）

二 年金給付等積立金（厚生年金保険法第六十五条第五項に規定する年金給付等積立金をいう。）の移換を受ける場合 同法第六十条の二第二項の規定により企業年金連合会に交付された厚生年金基金脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は同法第六十一条第一項の解散した厚生年金基金の加入員であつた期間（前項又は前号に掲げる期間を除く。）

三 積立金（確定給付企業年金法第五十九条に規定する積立金をいう。）の移換を受ける場合 同法第九十一条の二第二項の規定により企業年金連合会に移換された確定給付企業年金脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は同法第九十一条の三第一項の終了した確定給付企業年金の加入者期間（前項又は前二号に掲げる期間を除く。）

（脱退一時金相当額等の移換に関する事項の説明義務）

第三十条の二 令第二十五条の規定により、事業主がその実施する企業型年金の加入者の資格を取得した者に脱退一時金相当額等の移換に關して必要な事項について説明するときは、法第五十四条の二第二項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入する期間及び当該脱退一時金相当額等の移換の申出の手續その他脱退一時金相当額等の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

（他の制度からの資産移換の通知）

第三十一条 令第二十六条の厚生年金基金（解散した厚生年金基金を含む。）、企業年金基金（解散した企業年金基金を含む。）及び実施事

（他の制度からの資産移換の通知）

第三十一条 令第二十六条の厚生年金基金（解散した厚生年金基金を含む。）、企業年金基金（解散した企業年金基金を含む。）及び実施事

業所の事業主が法第五十四条第一項の規定により資産管理機関に資産の移換を行う際に行う通知は、令第二十二條第二項各号に掲げる資産の区分に応じ、当該各号に定める日に行うものとする。

(規約の軽微な変更)

第三十四条 法第五十七条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一 (略)

二 令第二十七條第三号、第五号、第七号又は第八号に掲げる事項(同条第三号の事務の委託を受けた者の行う業務及び当該事務の委託に係る契約に関する事項を除く。)

(連合会の事務の委託)

第三十七条 法第六十一条第一項第五号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 六 (略)

七 脱退一時金相当額等の移換に係る書類の受理に関する事務

2 (略)

(個人型年金運用指図者の申出)

第四十条 (略)

2 (略)

業所の事業主が行う通知は、令第二十二條第二項各号に掲げる資産の区分に応じ、当該各号に定める日に行うものとする。

(規約の軽微な変更)

第三十四条 法第五十七条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一 (略)

二 令第二十七條第三号、第五号、第六号又は第七号に掲げる事項(同条第三号の事務の委託を受けた者の行う業務及び当該事務の委託に係る契約に関する事項を除く。)

(連合会の事務の委託)

第三十七条 法第六十一条第一項第五号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 六 (略)

七 脱退一時金相当額等の移換に係る書類の受理に関する事務

2 (略)

(個人型年金運用指図者の申出)

第四十条 (略)

2 (略)

3 企業型年金加入者であった者にあつては、当該者が第二号被保険者であるときは、前項の申出書には、前条第二項第二号に掲げる書類を添付しなければならない。

(個人型年金加入者等帳簿)

第五十六条 法第六十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 十一 (略)

十二 法第五十四条の規定により企業年金制度若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたことがあるとき又は法第五十四条の二若しくは第七十四条の二の規定により厚生年金基金、確定給付企業年金若しくは企業年金連合会から脱退一時金相当額等の移換が行われたことがあるときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間その他移換に関する事項

十三・十四 (略)

2 (略)

3 個人型記録関連運営管理機関は、個人型年金加入者等帳簿に記録された事項のうち第一項第五号に掲げる事項については、少なくとも、同号の運用の指図を行った日(運用の指図の変更を行ったときは、その変更を行った日。)から起算して十年を経過した日と前項各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める日のいずれか早い日まで保存するものとする。

4・5 (略)

(準用規定)

第五十九条 (略)

2 第三十条第二項及び第三十条の二の規定は、法第七十四条の二第一項の規定により連合会が脱退一時金相当額等の移換を受ける場合について準用する。この場合において、第三十条第二項中「第二十四条第

(個人型年金加入者等帳簿)

第五十六条 法第六十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 十一 (略)

十二 法第五十四条の規定により企業年金制度又は退職手当制度からその資産の全部又は一部の移換が行われたことがあるときは、その制度の種別、その資産の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間その他移換に関する事項

十三・十四 (略)

2 (略)

3 個人型記録関連運営管理機関は、個人型年金加入者等原簿に記録された事項のうち第一項第五号に掲げる事項については、少なくとも、同号の運用の指図を行った日(運用の指図の変更を行ったときは、その変更を行った日。)から起算して十年を経過した日と前項各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める日のいずれか早い日まで保存するものとする。

4・5 (略)

(準用規定)

第五十九条 (略)

二項」とあるのは「第三十八条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「令第二十四条第一項」と、「第三十三条第二項各号」とあるのは「第七十三条の規定により準用する法第三十三条第二項各号」と、同項第二号中「前項又は前号」とあるのは「前号」と、同項第三号中「前項又は前二号」とあるのは「前二号」と、第三十条の二中「第二十五条」とあるのは「第三十八条第二項の規定により準用する令第二十五条」と、「事業主がその実施する企業型年金」とあるのは「連合会が個人型年金」と、「第五十四条の二第二項」とあるのは「第七十四条の二第二項」と、「第三十三条第一項」とあるのは「第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

(脱退一時金の支給の請求等)

第六十九条の二 法附則第二条の二の規定による脱退一時金の支給の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を企業型記録関連運営管理機関等に提出することによって行うものとする。

- 一 氏名、性別、住所及び生年月日
- 二 前号に掲げるもののほか、企業型年金規約で定める事項
- 2 前項の請求書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は生年月日に関する市町村長（特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長。次条第二項第一号において同じ。）の証明書その他の生年月日を証する書類を添付しなければならない。
- 3 法附則第二条の二第一項の請求があつたときは、請求者を使用していた厚生年金適用事業所の事業主は、速やかに、令第五十九条第一項第二号に掲げる額を企業型記録関連運営管理機関等に通知するものとする。

第七十条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 戸籍の謄本若しくは抄本又は生年月日に関する市町村長の証明書  
その他の生年月日を証する書類

二 請求者が第二号被保険者である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 請求者が第二号被保険者であることについての書類

ロ 請求者を使用する厚生年金適用事業所の事業主が企業型年金を実施していない場合にあつてはその旨、当該事業主が企業型年金を実施している場合にあつては当該請求者が企業型年金加入者の資格を有していないことについての当該事業主の証明書

ハ 請求者が次に掲げる者のいずれかの資格を有していることについての請求者を使用する厚生年金適用事業所の事業主の証明書

(1) ～ (6) (略)

三 (略)

附則

(適格退職年金契約に関する特例)

第二条 (略)

2 令第二十四条第一項の厚生労働省令で定める期間は、平成二十四年三月三十一日までの間、第三十条第一項各号に掲げる期間のほか、令附則第二条第三項の資産の移換を受ける場合においては、適格退職年金契約に係る受益者等であった期間（当該適格退職年金契約の給付の

(脱退一時金の支給の請求)

第七十条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 戸籍の謄本若しくは抄本又は生年月日に関する市町村長（特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長）の証明書

二 請求者が第二号被保険者である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 申出者が第二号被保険者であることについての書類

ロ 申出者を使用する厚生年金適用事業所の事業主が企業型年金を実施していない場合にあつてはその旨、当該事業主が企業型年金を実施している場合にあつては当該申出者が企業型年金加入者の資格を有していないことについての当該事業主の証明書

ハ 申出者が次に掲げる者のいずれかの資格を有していることについての申出者を使用する厚生年金適用事業所の事業主の証明書

(1) ～ (6) (略)

三 (略)

附則

(適格退職年金契約に関する特例)

第二条 (略)

2 令第二十四条の厚生労働省令で定める期間は、平成二十四年三月三十一日までの間、第三十条各号に掲げる期間のほか、令附則第二条第三項の資産の移換を受ける場合においては、適格退職年金契約に係る受益者等であった期間（当該適格退職年金契約の給付の額の算定にお

額の算定における当該適格退職年金の受益者等となる期間として算入する期間があるときは、当該期間を加えた期間とし、第三十条第一項第一号及び第二号並びに同条第二項各号に掲げる期間を除く。」とする。この場合において、同条第一項第三号中「前二号に掲げる期間」とあるのは、「前二号に掲げる期間及び附則第二条第二項の期間」とする。

3 (略)

様式第八号 (第二十七条第二項関係)

1～2 (略)

3. 事業主が法第2条第7項第1号イの業務を担当する企業型年金加入者等に係る運用に関する事項

運用商品名	企業型年金加入者等数	個人別管理資産総額	運用の方 法の種類	元本確保の 運用の方法	株券等
	企業型年金加入者数 _____ 人	円 _____			
	企業型年金運用指図者数 _____ 人	円 _____			
	合 計 _____ 人	円 _____			
	企業型年金加入者数 _____ 人	円 _____			
	企業型年金運用指図者数 _____ 人	円 _____			
	合 計 _____ 人	円 _____			
合 計	企業型年金加入者数 _____ 人	円 _____	二	二	二
	企業型年金運用指図者数 _____ 人	円 _____			

ける当該適格退職年金の受益者等となる期間として算入する期間があるときは、当該期間を加えた期間とし、第三十条第一号及び第二号に掲げる期間を除く。」とする。この場合において、同条第三号中「前二号に掲げる期間」とあるのは、「前二号に掲げる期間及び附則第二条第二項の期間」とする。

3 (略)

様式第八号 (第二十七条第二項関係)

1～2 (略)

3. 事業主が法第2条第7項第1号イの業務を担当する企業型年金加入者等に係る運用に関する事項

運用商品名	企業型年金加入者等数	個人別管理資産総額
	企業型年金加入者数 _____ 人	円 _____
	企業型年金運用指図者数 _____ 人	円 _____
	合 計 _____ 人	円 _____
	企業型年金加入者数 _____ 人	円 _____
	企業型年金運用指図者数 _____ 人	円 _____
	合 計 _____ 人	円 _____

合 計	人	円		
-----	---	---	--	--

(備考)

1. 事業年度末の状況について記載すること。
2. 「運用の方法の種類」の欄については、令第15条第1項各号に掲げる運用の方法に及び、該当する号番号を記載すること。
3. 「元本確保の運用の方法」の欄については、当該運用の方法が令第16条に規定する運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。
4. 「株券等」の欄については、当該運用の方法が令第15条第1項第2号ハ又は同項第3号カからナまでに掲げる運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。

4. 給付の状況

給 付	事業年度末の受給者数 (うち本年度の新規受給者数)		支給総額 (うち新規受給者への支給額)
	年 金	一 時 金	
老齢給付金	男	人 ( )	円 ( )
	女	人 ( )	円 ( )
	計	人 ( )	円 ( )
	男	人 ( )	円 ( )
	女	人 ( )	円 ( )
	計	人 ( )	円 ( )
	男	人 ( )	円 ( )
	女	人 ( )	円 ( )
	計	人 ( )	円 ( )

(備考) 事業年度末の状況について記載すること。

4. 給付の状況

給 付	事業年度末の受給者数 (うち本年度の新規受給者数)		支給総額 (うち新規受給者への支給額)
	年 金	一 時 金	
老齢給付金	男	人 ( )	円 ( )
	女	人 ( )	円 ( )
	計	人 ( )	円 ( )
	男	人 ( )	円 ( )
	女	人 ( )	円 ( )
	計	人 ( )	円 ( )
	男	人 ( )	円 ( )
	女	人 ( )	円 ( )
	計	人 ( )	円 ( )

應書給付金	年金	女 _____ 計 _____	男 _____ 女 _____ 計 _____	円 ( _____ 円) 円 ( _____ 円)
	一時金	男 _____ 女 _____ 計 _____	男 _____ 女 _____ 計 _____	円 ( _____ 円) 円 ( _____ 円) 円 ( _____ 円)
死亡一時金	男 _____ 女 _____ 計 _____	男 _____ 女 _____ 計 _____	円 ( _____ 円) 円 ( _____ 円) 円 ( _____ 円)	
	男 _____ 女 _____ 計 _____	男 _____ 女 _____ 計 _____	円 ( _____ 円) 円 ( _____ 円) 円 ( _____ 円)	
脱退一時金	男 _____ 女 _____ 計 _____	男 _____ 女 _____ 計 _____	円 ( _____ 円) 円 ( _____ 円) 円 ( _____ 円)	
	男 _____ 女 _____ 計 _____	男 _____ 女 _____ 計 _____	円 ( _____ 円) 円 ( _____ 円) 円 ( _____ 円)	
計	男 _____ 女 _____ 計 _____	男 _____ 女 _____ 計 _____	円 ( _____ 円) 円 ( _____ 円) 円 ( _____ 円)	
	男 _____ 女 _____ 計 _____	男 _____ 女 _____ 計 _____	円 ( _____ 円) 円 ( _____ 円) 円 ( _____ 円)	

5. (略)

(法第2条第7項第1号ハに係る業務の実施状況)

6. 事業主が行った法第2条第7項第1号ハの給付を受ける権利の裁定の件数

老齢給付金	障害給付金	死亡一時金	脱退一時金
-------	-------	-------	-------

應書給付金	年金	女 _____ 計 _____	男 _____ 女 _____ 計 _____	円 ( _____ 円) 円 ( _____ 円)
	一時金	男 _____ 女 _____ 計 _____	男 _____ 女 _____ 計 _____	円 ( _____ 円) 円 ( _____ 円) 円 ( _____ 円)
死亡一時金	男 _____ 女 _____ 計 _____	男 _____ 女 _____ 計 _____	円 ( _____ 円) 円 ( _____ 円) 円 ( _____ 円)	
	男 _____ 女 _____ 計 _____	男 _____ 女 _____ 計 _____	円 ( _____ 円) 円 ( _____ 円) 円 ( _____ 円)	
計	男 _____ 女 _____ 計 _____	男 _____ 女 _____ 計 _____	円 ( _____ 円) 円 ( _____ 円) 円 ( _____ 円)	
	男 _____ 女 _____ 計 _____	男 _____ 女 _____ 計 _____	円 ( _____ 円) 円 ( _____ 円) 円 ( _____ 円)	

5. (略)

(法第2条第7項第1号ハに係る業務の実施状況)

6. 事業主が行った法第2条第7項第1号ハの給付を受ける権利の裁定の件数

老齢給付金	障害給付金	死亡一時金
-------	-------	-------

(略)	(略)	(略)	男 女 社
-----	-----	-----	-------------

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

7. 8. (略)

(法第 8 3 条第 2 項の規定による通知の状況)

9. 事業主が法第 8 3 条第 2 項の規定により行った個人別管理資産が連  
合会に移換された者への通知の件数等

性	数	移 換 金 額
△		円

(備考) 当該事業年度に法第 8 3 条第 1 項の規定により個人別管理資産  
が連合会へ移換された者への同条第 2 項の規定による通知の実績を記  
載すること。

様式第九号 (第百二十八条関係)

(表 面)

<p>第百二十条 次の各号のいずれか に該当する者は、六月以下の懲 役又は五十万円以下の罰金に処 する。</p> <p>一 (略)</p>	(略)
---	-----

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

7. 8. (略)

様式第九号 (第百二十八条関係)

(表 面)

<p>第百二十条 次の各号のいずれか に該当する者は、六月以下の懲 役又は二十万円以下の罰金に処 する。</p> <p>一 (略)</p>	(略)
---	-----



◎確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第七章（略）</p> <p>第八章 確定給付企業年金の終了及び清算（第九十七条―第四百条）</p> <p>第八章の二 企業年金連合会による中途脱退者等に係る措置（第四百条の二―第四百四条の九）</p> <p>第九章～第十章（略）</p> <p>第十一章 他の年金制度との間の移行等（第二百二十三条―第四百三十三条）</p> <p>附則</p> <p>（給付減額の理由）</p> <p>第五条 令第四条第二号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、加入者である受給権者（給付を受ける権利（以下「受給権」という。）を有する者をいう。以下同じ。）及び加入者であった者（以下「受給権者等」という。）の給付（加入者である受給権者にあつては、当該受給権に係る給付に限る。）の額を減額する場合にあつては、第二号及び第三号に掲げる理由とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 法第七十四条第一項の規定により規約型企業年金を他の規約型企業年金と統合する場合、法第七十九条第二項若しくは第八十一条第二項の規定により事業主が給付の支給に関する権利義務を承継する</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第七章（略）</p> <p>第八章 確定給付企業年金の終了及び清算（第九十七条―第四百条）</p> <p>第九章～第十章（略）</p> <p>第十一章 他の年金制度との間の移行等（第二百二十三条―第三百三十四条）</p> <p>附則</p> <p>（給付減額の理由）</p> <p>第五条 令第四条第二号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、加入者である受給権者（給付を受ける権利（以下「受給権」という。）を有する者をいう。以下同じ。）及び加入者であった者（以下「受給権者等」という。）の給付（加入者である受給権者にあつては、当該受給権に係る給付に限る。）の額を減額する場合にあつては、第二号及び第三号に掲げる理由とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 法第七十四条第一項の規定により規約型企業年金を他の規約型企業年金と統合する場合、法第七十九条第二項の規定により事業主が給付の支給に関する権利義務を承継する場合、法第八十一条第二項</p>

場合又は法第百十條の二第三項若しくは第百十一條第二項の規定により事業主が厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合であつて、給付の額を減額することにつきやむを得ない事由があること。

五 (略)

(規約の軽微な変更等)

第七條 法第六條第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一 五 (略)

六 令第二條第一号、第五号及び第六号に掲げる事項

2 法第七條第二項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一・二 (略)

三 前項第三号に掲げる事項(資産管理運用機関(法第四條第三号に規定する資産管理運用機関をいう。以下同じ。)及び契約投資顧問業者の住所の変更に限る。)

(届出の必要のない規約の軽微な変更)

第十條 法第七條第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 令第二條第一号及び第五号に掲げる事項

二 (略)

(基金の給付減額の理由)

の規定により事業主が給付の支給に関する権利義務を承継する場合又は法第百十一條第二項の規定により事業主が厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合であつて、給付の額を減額することにつきやむを得ない事由があること。

五 (略)

(規約の軽微な変更等)

第七條 法第六條第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一 五 (略)

六 令第二條第一号、第四号及び第五号に掲げる事項

2 法第七條第二項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一・二 (略)

三 前項第三号に掲げる事項(資産管理運用機関及び契約投資顧問業者の住所の変更に限る。)

(届出の必要のない規約の軽微な変更)

第十條 法第七條第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 令第二條第一号及び第四号に掲げる事項

二 (略)

(基金の給付減額の理由)

第十二条 令第七条の規定により法第十二条第一項第七号の政令で定める要件について準用することとされた令第四条第二号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、受給権者等の給付の額を減額する場合にあつては、第五条第二号及び第三号に掲げる理由とする。

一 (略)

二 法第七十六条第一項の規定により基金が合併する場合、法第七十九条第二項若しくは第八十条第二項の規定により基金が給付の支給に関する権利義務を承継する場合、法第一百十条の二第三項の規定により基金が厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合又は法第一百十二条第四項の規定により基金が厚生年金基金の権利義務を承継する場合であつて、給付の額を減額することにつきやむを得ない事由があること。

(基金の規約の軽微な変更)

第十五条 法第十六条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一 (略)

二 令第二条第六号並びに令第五条第一号及び第二号に掲げる事項

三 (略)

(基金の加入者の資格喪失の届出)

第二十三条 基金型企業年金の事業主は、その使用する基金の加入者が法第二十七条の規定により加入者の資格を喪失したときは、三十日以内に、次に掲げる事項を基金に届け出なければならない。

一・二 (略)

第十二条 令第七条の規定により法第十二条第一項第七号の政令で定める要件について準用することとされた令第四条第二号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、受給権者等の給付の額を減額する場合にあつては、第五条第二号及び第三号に掲げる理由とする。

一 (略)

二 法第七十六条第一項の規定により基金が合併する場合、法第七十九条第二項の規定により基金が給付の支給に関する権利義務を承継する場合、法第八十条第二項の規定により基金が給付の支給に関する権利義務を承継する場合又は法第一百十二条第四項の規定により基金が厚生年金基金の権利義務を承継する場合であつて、給付の額を減額することにつきやむを得ない事由があること。

(基金の規約の軽微な変更)

第十五条 法第十六条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一 (略)

二 令第二条第五号並びに令第五条第一号及び第二号に掲げる事項

三 (略)

(基金の加入者の資格喪失の届出)

第二十三条 基金型企業年金の事業主は、その使用する基金の加入者が法第二十七条の規定により加入者の資格を喪失したときは、三十日以内に、次に掲げる事項を基金に届け出なければならない。

一・二 (略)

- 三 加入者が法第九十一条の二第一項の規定によりその脱退一時金相当額（法第八十一条の二第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）の企業年金連合会（厚生年金保険法第四十九条第一項の企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。）への移換を申し出ることができる場合にあつては、当該加入者の住所
- 四 その他必要な事項

（給付の現価相当額の計算方法）

第二十四条 令第二十三条第二項の規定による現価相当額の計算の基礎となる予定利率及び予定死亡率は、次のとおりとする。

- 一 予定利率は、前回の財政計算（財政再計算並びに第四十九条第一号、第二号及び第三号の規定による掛金の額の計算をいう。以下同じ。）の計算基準日（第四十九条及び第五十七条第一項に規定する計算基準日をいう。以下同じ。）以降の日における第四十三条第二項第一号の厚生労働大臣が定める率（以下「下限予定利率」という。）のうち、最も低い下限予定利率とすること。

二 （略）

（脱退一時金相当額等の移換に係る者に支給する給付）

第三十二条の二 資産管理運用機関又は基金（以下「資産管理運用機関等」という。）が法第八十一条の二第二項、第十五条の三第二項若しくは第百十五条の四第二項又は厚生年金保険法第六十五条の二第二項の規定により脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額若しくは積立金又は厚生年金基金脱退一時金相当額（令第二条第四号に規定する厚生年金基金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）若しくは同法第百六十五条第五項に規定する年金給付等積立金を総称する。以下この

- 三 その他必要な事項

（給付の現価相当額の計算方法）

第二十四条 令第二十三条第二項の規定による現価相当額の計算の基礎となる予定利率及び予定死亡率は、次のとおりとする。

- 一 予定利率は、前回の財政計算（財政再計算並びに第四十九条第一号、第二号及び第三号の規定による掛金の額の計算をいう。以下同じ。）の計算基準日（第四十九条及び第五十七条第一項に規定する計算基準日をいう。以下同じ。）における第四十三条第二項第一号の厚生労働大臣が定める率（以下「下限予定利率」という。）とすること。

二 （略）

条及び次条において同じ。)の移換を受けた者に事業主等(規約型企業年金の事業主及び基金をいう。以下同じ。)が支給する一時金(年金として支給する老齢給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。)の額は、当該確定給付企業年金の規約で定める方法により計算した額又は当該移換を受けた脱退一時金相当額等の額のいずれか高い額とする。

(脱退一時金の支給の特例)

第三十二条の三 資産管理運用機関等が移換を受けた脱退一時金相当額等に係る者が法第二十七条第二号から第五号までのいずれかに該当することとなった場合において、当該者が法第四十一条第一項の脱退一時金を受けるための要件を満たさない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、事業主等は、当該者に対して資産管理運用機関等が移換を受けた脱退一時金相当額等の額を支給しなければならない。

(給付の裁定の請求)

第三十三条 法第三十条第一項の規定による給付の裁定の請求は、受給権者の氏名、性別、生年月日及び住所を記載した請求書に、次に掲げる書類を添付して、事業主等に提出することによって行うものとする。

一 生年月日に関する市町村長(特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。以下同じ。)の証明書又は戸籍の抄本その他の生年月日を証する書類

二 (略)

2・3 (略)

(給付の裁定の請求)

第三十三条 法第三十条第一項の規定による給付の裁定の請求は、受給権者の氏名、性別、生年月日及び住所を記載した請求書に、次に掲げる書類を添付して、事業主等(規約型企業年金の事業主及び基金をいう。以下同じ。)に提出することによって行うものとする。

一 生年月日に関する市町村長(特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。以下同じ。)の証明書又は戸籍の抄本その他の生年月日を証する書類

二 (略)

2・3 (略)

(積立不足に伴い抛出すべき掛金の額)

第五十八条 (略)

(自家運用を開始するときの届出)

第七十四条 令第四十二条第二項の規定による届出は、令第四十四条第二号に掲げる方法ごとに、次に掲げる事項を記載した届書に、基本方針を記載した書類を添付して、遅滞なく、地方厚生局長等に提出することによって行うものとする。

一・二 (略)

2 (略)

(業務概況の周知)

第八十七条 事業主等(第七号に掲げる事項については第八十二条の要件に該当する規約型企業年金の事業主を除く。)が法第七十三条第一項の規定に基づき、その確定給付企業年金に係る業務の概況について加入者に周知させる場合においては、毎事業年度一回以上、当該時点における次に掲げる事項(第二号から第六号までに掲げる事項にあつては、当該時点における直近の概況。以下この条において「周知事項」という。)を加入者に周知させるものとする。

一・三 (略)

四 事業主が資産管理運用機関等に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況

五・八 (略)

2・3 (略)

第五十八条 (略)

(自家運用を開始するときの届出)

第七十四条 令第四十二条第二項の規定による届出は、令第四十四条第一項第二号に掲げる方法ごとに、次に掲げる事項を記載した届書に、基本方針を記載した書類を添付して、遅滞なく、地方厚生局長等に提出することによって行うものとする。

一・二 (略)

2 (略)

(業務概況の周知)

第八十七条 事業主等(第七号に掲げる事項については第八十二条の要件に該当する規約型企業年金の事業主を除く。)が法第七十三条第一項の規定に基づき、その確定給付企業年金に係る業務の概況について加入者に周知させる場合においては、毎事業年度一回以上、当該時点における次に掲げる事項(第二号から第六号までに掲げる事項にあつては、当該時点における直近の概況。以下この条において「周知事項」という。)を加入者に周知させるものとする。

一・三 (略)

四 事業主が資産管理運用機関(法第四条第三号に規定する資産管理運用機関をいう。)又は基金に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況

五・八 (略)

2・3 (略)

（他の確定給付企業年金から権利義務を承継する場合における加入者期間の取扱い）

第八十九条の二 令第五十条第八項の規定により、移転確定給付企業年金（法第七十九条第一項に規定する移転確定給付企業年金をいう。以下この条及び第九十四条において同じ。）の加入者期間を承継確定給付企業年金（法第七十九条第一項に規定する承継確定給付企業年金をいう。以下この条及び第九十四条において同じ。）の加入者期間とみなす場合にあつては、移転確定給付企業年金及び承継確定給付企業年金の規約の定めるところにより行うものとする。

（脱退一時金相当額の他の確定給付企業年金への移換の申出）

第八十九条の三 法第八十一条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者（令第五十条の二第一項に規定する中途脱退者をいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）を、移換先確定給付企業年金（法第八十一条の二第一項に規定する移換先確定給付企業年金をいう。以下同じ。）の事業主等に提出するものとする。

- 一 氏名、性別及び生年月日
- 二 脱退一時金相当額及びその算定の基礎となつた期間
- 三 中途脱退者が負担した掛金がある場合にあつては、当該負担した掛金の合計額に相当する額（以下「本人拋出相当額」という。）
- 四 法第八十一条の二第一項に規定する移換元確定給付企業年金の加入者の資格の喪失の年月日

(脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間の一部を合算する場合における算定方法)

第八十九条の四 令第五十条の三の規定により脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間の一部を、当該中途脱退者に係る移換先確定給付企業年金の加入者期間に算入するときは、次の各号に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならない。

一 移換先確定給付企業年金の規約に照らして当該移換された脱退一時金相当額の算定の基礎となる期間を算定すること。ただし、算定された期間が脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間を超える場合にあっては、当該算定の基礎となった期間とすること。

二 脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間を算入しないこととする場合にあっては、移換先確定給付企業年金の加入者であった期間が一年未満である者に限り、その旨を規約で定めること。

三 その他当該中途脱退者について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められること。

(中途脱退者等への事業主等の説明義務)

第八十九条の五 令第五十条の四第一項の規定により事業主等が加入者の資格を喪失した者(以下この項、第四百条の四第一項及び第四百四十二条第一項において「資格喪失者」という。)に脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項については説明するときは、当該資格喪失者の脱退一時金相当額(当該資格喪失者が負担した掛金がある場合にあっては、本人拠出相当額を含む。)その他脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

2 令第五十条の四第二項の規定により事業主等が加入者の資格を取得

した者に脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について説明するときは、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。

- 一 令第五十条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限及び当該申出の手続
- 二 令第五十条の三の規定により移換先確定給付企業年金の加入者期間に算入する期間及びその算定方法
- 三 前条第二号の規約を定めている場合にあつては、その旨及びその概要
- 四 その他脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項

(脱退一時金相当額の移換を受けた旨の通知)

第八十九条の六 法第八十一条の二第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者に送付することによつて行うものとする。

- 一 移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額の移換を受けた年月日及びその額
- 二 令第五十条の三の規定により移換先確定給付企業年金の加入者期間に算入される期間

(他の確定給付企業年金への権利義務の移転の申出の申請)

第九十四条 法第七十九条第一項の規定による給付の支給に関する権利義務の移転の申出の承認(移換先確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあつては、認可。以下「承認等」という。)の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣(当該承認等に関する権限が第二百二十一条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあつては、地方厚生局長等)に提出することによつて行うものと

(他の確定給付企業年金への権利義務の移転の申出の申請)

第九十四条 法第七十九条第一項の規定による給付の支給に関する権利義務の移転の申出の承認(法第七十九条第一項に規定する移換先確定給付企業年金(以下この条において「移換先確定給付企業年金」という。)(が基金型企業年金である場合にあつては、認可。以下この条及び第二百二十三条において「承認等」という。)の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣(当該承認等に関する権限が第二百

する。

一 (略)

二 承継確定給付企業年金の事業主の名称及び規約番号（承継確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあつては基金の名称及び基金番号とし、承継確定給付企業年金がまだ実施されていない場合にあつては規約番号又は基金番号を除く。）

三 (略)

2と6 (略)

7 第二条及び第三条の規定は、令第五十条第一項第二号及び第四項並びに令第五十三条第二項及び第五項（同条第七項及び令第七十三条第八項から第十一項までにおいて準用する場合を含む。）の同意を得る場合について準用する。

第八章の二 企業年金連合会による中途脱退者等に係る措置

(給付金の額の算定に関する基準等)

第百四条の二 令第六十五条の二の規定による給付金の額の算定に当たつて用いられる予定利率及び予定死亡率は、積立金の運用収益及び連合会が年金給付又は一時金の支給に関する義務を負っている中途脱退者又は終了制度加入者等（法第九十一条の三第一項、第九十一条の四第一項及び第九十一条の五第一項に規定する終了制度加入者等をいう。第百四条の五第二項において同じ。）の死亡の状況に係る予測に基づき合理的に定めたものでなければならない。

十一条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあつては、地方厚生局長等）に提出することによって行うものとする。

一 (略)

二 法第七十九条第一項に規定する承継確定給付企業年金（以下この条において「承継確定給付企業年金」という。）の事業主の名称及び規約番号（承継確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあつては基金の名称及び基金番号とし、承継確定給付企業年金がまだ実施されていない場合にあつては規約番号又は基金番号を除く。）

三 (略)

2と6 (略)

7 第二条及び第三条の規定は、令第五十条第一項第二号及び第四項並びに令第五十三条第二項及び第五項（同条第七項及び令第七十三条第三項から第五項までにおいて準用する場合を含む。）の同意を得る場合について準用する。

(脱退一時金相当額の連合会への移換の申出)

第百四条の三 法第九十一条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、連合会に提出するものとする。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び基礎年金番号

二 脱退一時金相当額及びその算定の基礎となつた期間

三 中途脱退者が負担した掛金がある場合にあつては、本人拠出相当額

四 確定給付企業年金の加入者の資格の喪失の年月日

(中途脱退者への事業主等又は連合会の説明義務)

第百四条の四 令第六十五条の七第一項の規定により事業主等が資格喪失者に脱退一時金相当額の移換に關して必要な事項について説明するときは、当該資格喪失者の脱退一時金相当額(当該資格喪失者が負担した掛金がある場合にあつては、本人拠出相当額を含む。)その他脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

2 令第六十五条の七第二項の規定により連合会が中途脱退者に脱退一時金相当額の移換に關して必要な事項について説明するときは、令第六十五条の五第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限及び当該申出の手續その他脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

(老齡給付金又は遺族給付金の支給等の通知等)

第四百条の五 法第九十一条の二第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者又はその遺族に送付することによって行うものとする。

一 連合会が脱退一時金相当額の移換を受けた年月日及びその額

二 連合会が支給する老齢給付金又は遺族給付金の概要

2 法第九十一条の三第五項（法第九十一条の四第四項及び第九十一条の五第七項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該終了制度加入者等又はその遺族に送付することによって行うものとする。

一 連合会が残余財産（法第九十一条の三第一項に規定する残余財産をいう。以下同じ。）の移換を受けた年月日及びその額

二 連合会が支給する老齢給付金、障害給付金又は遺族給付金の概要

3 法第九十一条の二第六項（法第九十一条の三第六項、第九十一条の四第五項及び第九十一条の五第八項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、連合会の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。

（残余財産の移換の申出）

第四百条の六 法第九十一条の三第一項の規定による残余財産の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人は、当該終了制度加入者等（同項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この項において同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを連合会に提出するものとする。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び基礎年金番号

二 残余財産の額並びに当該確定給付企業年金の加入者の資格の取得

及び喪失の年月日

三 終了制度加入者等が負担した掛金がある場合にあつては、本人拠出相当額

2 前項の規定は、法第九十一条の四第一項又は第九十一条の五第一項の規定による申出があつたときについて準用する。この場合において、前項中「第九十一条の三第一項」とあるのは「第九十一条の四第一項又は第九十一条の五第一項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

(障害給付金又は遺族給付金の裁定の請求)

第百四条の七 連合会が支給する障害給付金の裁定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出することによつて行うものとする。

一 請求者の氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 請求者の住所

2 前項の請求書には、確定給付企業年金が終了した日において当該終了した確定給付企業年金の障害給付金の受給権を有していたことを証する書類を添えなければならない。

3 法第九十一条の五第三項又は第五項の遺族給付金の裁定の請求は、第一項各号に掲げる事項を記載した請求書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、連合会に提出することによつて行うものとする。

一 法第九十一条の五第三項の遺族給付金（次号において「連合会遺族給付金」という。）を請求する場合 確定給付企業年金が終了した日において当該終了した確定給付企業年金の遺族給付金の受給権を有していたことを証する書類

二 法第九十一条の五第五項の遺族給付金を請求する場合 次に掲げる書類

イ 死亡した連合会遺族給付金の受給権者（以下この号において「死亡した受給権者」という。）の氏名、性別及び基礎年金番号を記載した書類

ロ 死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類）その他の当該事実を証する書類

ハ 請求者が法第九十一条の五第六項において準用する法第四十八条第三号に該当する者である場合にあつては、請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

（準用規定）

第百四条の八 第三十条及び第三十五条の規定は連合会が支給する老齢給付金について、第三十二条の二、第三十三条第一項、第三十四条及び第三十六条の規定は連合会が支給する給付について、第三十三条第三項の規定は法第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項及び第九十一条の四第三項の遺族給付金について、第五十三条、第六十七条、第七十一条から第八十一条まで及び第八十三条から第八十五条までの規定は法の規定による連合会の積立金の積立て及びその運用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十条	第二十九条第三号	第六十五条の四において 準用する令第二十九条第 三号
第三十二条の 二	資産管理運用機関又は 基金（以下「資産管理 運用機関等」という。 ） 第八十一条の二第二項 、 第一百五十五条の三第二 項若しくは第一百五五 条の四第二項又は厚生年 金保険法第六十五条 の二第二項	連合会 第九十一条の二第二項、 第九十一条の三第二項、 第九十一条の四第二項又 は第九十一条の五第二項
脱退一時金相当額等（ 脱退一時金相当額若し くは積立金又は厚生年 金基金脱退一時金相当 額（令第二条第四号に 規定する厚生年金基金 脱退一時金相当額をい う。以下同じ。）若し くは同法第六十五条 第五項に規定する年金 給付等積立金を総称す る。以下この条及び次 条において同じ。）	脱退一時金相当額又は残 余財産（法第九十一条の 三第一項に規定する残余 財産をいう。以下同じ。 ）	

第三十三条第	三項 第三十三条第	一 第三十三条第	
第四十八條第三号	第四十七條	遺族給付金	第三十條第一項 事業主等
第九十一條の七において	第九十一條の七において 準用する法第四十七條	項の遺族給付金 又は第九十一條の四第三 項の遺族給付金	第九十一條の六第一項 連合会
<p>者に事業主等（規約型 企業年金の事業主及び 基金をいう。以下同じ ）が 当該確定給付企業年金 脱退一時金相当額等の 額</p>	<p>者に 連合会 脱退一時金相当額若しく は残余財産の額（当該中 途脱退者（令第五十條の 二第一項に規定する中途 脱退者をいう。）又は終 了制度加入者等（法第九 十一條の三第一項、第九 十一條の四第一項及び第 九十一條の五第一項に規 定する終了制度加入者等 をいう。）の給付に充て る部分に限る。）</p>		

第三十四條	第三十四條第一項	第六十五條の四において 準用する令第二十六條第 一項	三項第二号	準用する法第四十八條第 三号
第三十四條 第二号	前条 氏名、性別、生年月日 事業主等	氏名 連合会	第三十四條第 四十八條第三号	第九十一條の七において 準用する法第四十八條第 三号
第三十五條	第二十九條第三号	第六十五條の四において 準用する令第二十九條第 三号	第三十條各号	第六十五條の四において 準用する令第二十九條第 三号
第三十六條	事業主等 事業主等	連合会 連合会	第三十條第一項	第九十一條の六第一項
第五十三條第 一項	現価から、標準掛金額 と補足掛金額の合算額 の予想額の現価を控除 した額	現価	第六十七條	第六十五條の四において 準用する
第六十七條	第三十八條第一項第一 号ハ及び	第六十五條の四において 準用する		

第七十一条	第三号を除く	第二号に係る部分に限る
第四十条第一項第四号	第六十五条の四において 準用する令第四十条第一 項第四号	
第六十八条第一号中「 事業主」とあるのは「 基金」と、「法第五十 五条第一項」とあるの は「事業主から納付さ れた法第五十五条第一 項」と、「法第五十六 条第一項の規定による 規約で定める日」とあ るのは「当該納付され た日の属する月の翌々 月の初日」と、同条第 二号	第六十八条第二号	
第七十二条	基金」と読み替える	連合会」と読み替える
第四十一条	第六十五条の四において 準用する令第四十一条	
基金	連合会	
から、	から、法第九十三条	
第百十一条の規定によ り年金経理から業務経 理へ繰り入れることと した額、	第百四条の九の規定によ り読み替えて適用する厚 生年金基金規則（昭和四 十一年厚生省令第三十四	

	第七十三条	
<p>第七十条</p> <p>第四十一条</p> <p>第七十条第一号中「事業主」とあるのは「基金」と、「法第五十五条第一項」とあるのは「事業主から納付された法第五十五条第一項」と、「法第五十六条第一項の規定による規約で定める日」とあるのは「当該納付された日の属する月の翌々月</p>	<p>第七十条（第一号を除く。）</p> <p>第六十五条の四において準用する令第四十一条</p> <p>第七十条中「第一号及び第二号」とあるのは「第二号」と、「第一号及び第三号」とあるのは「第三号」と</p>	<p>号）第七十四条において準用する同令第四十四条の二の規定により厚生年金基金基本年金経理若しくは厚生年金基金加算年金経理又は確定給付企業年金経理から福祉施設経理又は業務経理へ繰り入れることとした額、厚生年金保険法第百五十九条第七項</p>



第七十七条	第四十四条第二号ロ	第六十五条の四において 準用する令第四十四条第 二号ロ
第七十八条	第四十四条第二号ハ	第六十五条の四において 準用する令第四十四条第 二号ハ
第七十八条第 一号	第四十四条第二号イ	第六十五条の四において 準用する令第四十四条第 二号イ
第七十九条	第四十四条第二号ニ	第六十五条の四において 準用する令第四十四条第 二号ニ
第八十条	第四十四条第二号へ(2)	第六十五条の四において 準用する令第四十四条第 二号へ(2)
第八十一条第 一項	第四十四条第二号イ	第六十五条の四において 準用する令第四十四条第 二号イ
第八十一条第 一項第二号	第四十四条第二号ニ	第六十五条の四において 準用する令第四十四条第 二号ニ
第八十一条第 二項	第八十三条第一項第二 号	第八十三条第一項 用する第八十三条第一項 第二号

<p>第八十三条第一項</p>	<p>第四十五条第一項</p>	<p>第六十五条の四において準用する令第四十五条第一項</p>
<p>第八十三条第一項第二号</p>	<p>第六十五条第一項及び第二項又は第四十五条第三項</p>	<p>第九十一条の七において準用する第六十五条の四において準用する令第四十五条第三項</p>
<p>第八十三条第一項第三号</p>	<p>第六十五条第一項及び第二項又は法第六十六条第一項（法第六十五条第一項第一号の規定による信託の契約であつて、令第三十八条第一項第二号に該当するものを除く。）</p>	<p>第九十一条の七において準用する法第六十六条第一項</p>
<p>第八十三条第二項</p>	<p>第六十六条第四項</p>	<p>第九十一条の七において準用する第六十六条第四項</p>
<p>第八十三条第三項</p>	<p>基金については 基金並びに法第五十六条第二項の規定により掛金を金銭に代えて株式で納付する規約型企業年金の事業主及び同項の規定により株式の</p>	<p>場合は</p>

		納付を受ける基金	
	次条第一項第一号	第百四条の人において準用する次条第一項第一号	
第八十三条第 四項	事業主等（第八十二条の要件に該当する規約型企業年金の事業主を除く。）	連合会	
	第四十五条第三項	第六十五条の四において準用する令第四十五条第三項	
第八十四条第 一項	事業主等	連合会	
第八十四条第 一項第一号	第六十五条第一項及び第二項又は	第九十一条の七において準用する	
第八十四条第 一項第二号	当該事業主等	連合会	
第八十四条第 二項	事業主等は、当該確定給付企業年金の	連合会は、	
	第六十五条第一項及び第二項又は	第九十一条の七において準用する	
第八十五条	事業主等	連合会	

（法の規定により連合会の業務が行われる場合における厚生年金基金規則の適用）

第百四条の九 法の規定により連合会の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四

号)の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十九条	一時金たる給付の変更	一時金たる給付(確定給付企業年金法の規定により連合会が支給する年金給付及び一時金を含む。以下この条において同じ。)の変更
第七十二条の七第一号	業務内容	業務内容(確定給付企業年金法の規定により連合会が行う業務内容を含む。)
第七十二条の七第四号	業務	業務(確定給付企業年金法の規定により連合会が行う業務を含む。第六号、次条第七号ハ並びに第七十四条において準用する第五十五条第一項及び第二項並びに第五十六条第一項において同じ。)
第七十二条の八第二号イ	)	)及び確定給付企業年金積立金(確定給付企業年金法の規定により連合会が積み立てるべき積立金をいう。第七十四条において準用する第四十四条

	第七十三条第二号
	又は解散した基金の名称
<p>の二及び第五十六条第二項において同じ。)の額  (確定給付企業年金責任準備金(同法第九十一条の七において準用する同法第六十条第二項の責任準備金をいう。第七十四条において準用する第四十四条の二、第四十七条第一号及び第六十五条第一項において同じ。)の額との比較を含む。)</p>	<p>若しくは解散した基金の名称又は確定給付企業年金法第九十一条の二第二項、第九十一条の三第二項、第九十一条の四第二項若しくは第九十一条の五第二項の規定により確定給付企業年金脱退一時金相当額(同法第八十一条の二第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下この条において同じ。)若しくは確定給付企業年金残余財産(同法</p>

第七十三条第八号	第七十三条第三号	
その額	年月日	
その額又は確定給付企業年金法第九十一条の二第	取得及び喪失の年月日	<p>第九十一条の三第一項に規定する残余財産をいう。以下この条において同じ。を連合会に移換した確定給付企業年金の資産管理運用機関等（同法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。）に係る事業主の名称及び確定給付企業年金法施行規則第八条に規定する規約番号（基金型企業年金である場合にあつては、当該企業年金基金の名称及び同令第十六条に規定する基金番号）</p> <p>年月日又は確定給付企業年金脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間若しくは確定給付企業年金法第九十一条の三第一項の終了した確定給付企業年金の加入者の資格の取得及び喪失の年月日</p>

<p>第七十四条第三 二項の表第三 十五条の項</p>	<p>第七十三条第十号</p>	<p>第七十三条第九号</p>	
<p>厚生年金基金基本年金 経理又は厚生年金基金 加算年金経理</p>	<p>その額</p>	<p>その額</p>	
<p>厚生年金基金基本年金経 理若しくは厚生年金基金 加算年金経理又は確定給 付企業年金経理（以下単</p>	<p>及びその額 当該移換を受けた年月日 している場合にあつては、 金残余財産の移換を受け 連合会が確定給付企業年 の五第二項の規定により 二項若しくは第九十一条 年金法第九十一条の四第 その額又は確定給付企業 た年月日及びその額</p>	<p>その額又は確定給付企業 年金法第九十一条の三第 二項の規定により確定給 付企業年金残余財産の移 換を受けている場合にあ つては、当該移換を受け た年月日及びその額</p>	<p>二項の規定により確定給 付企業年金脱退一時金相 当額の移換を受けている 場合にあつては、当該移 換を受けた年月日及びそ の額</p>

第七十四条第二項の表第四	厚生年金基金基本年金 経理又は厚生年金基金	年金給付等積立金又は確定給付企業年金積立金（	第七十四条第二項の表第四十四條の二の項中欄	年金経理	年金給付等積立金の額が加入員及び加入員であつた者に係る責任準備金の額以上の額であつて、将来にわたり財政の健全な運営を維持することができるとして厚生労働大臣の定めるところにより算出した額を上回る額は、当該上回る額に相当する額を限度として、厚生労働大臣の定めるところにより、年金経理	第七十四条第二項の表第四十一條第二項の項下欄	並びに業務経理 基金及び 共済経理により、	に「年金経理等」という。）、業務経理並びに確定給付企業年金経理 役員及び 共済経理により、確定給付企業年金法の規定により連合会が支給する年金給付及び一時金に関する取引は確定給付企業年金経理により、
--------------	--------------------------	------------------------	-----------------------	------	---	------------------------	-----------------------------	--

<p>第十四条の二の 項下欄</p>	<p>加算年金経理</p>	<p>第七十四条において準用する第六十四条の二第一号において単に「年金給付等積立金」という。）の額が、それぞれ加入員及び加入員であつた者に係る責任準備金の額又は確定給付企業年金責任準備金の額以上の額であつて、将来にわたり財政の健全な運営を維持することができるものとして厚生労働大臣の定めるところにより算出した額を上回るときは、当該上回る額に相当する額を限度として、厚生労働大臣の定めるところにより、年金経理等</p>
<p>第七十四条第二項の表第四十七條第一号の項</p>	<p>責任準備金の額の明細を示した書類及び</p>	<p>責任準備金及び確定給付企業年金責任準備金の額の明細を示した書類並びに</p>
<p>第七十四条第二項の表第四十七條第四号</p>	<p>厚生年金基金基本年金経理又は厚生年金基金加算年金経理</p>	<p>年金経理等</p>

<p>の項及び第四 十八條第一項 及び第二項の 項</p>	<p>第七十四條第 二項の表第五 十六條の項中 欄</p>	<p>第七十四條第 二項の表第五 十六條の項下 欄</p>	<p>第七十四條第 二項の表第六 十四條の二の 項下欄</p>	<p>第三百三十六條の三第一 項</p>	<p>第三百三十六條の三第一 項</p>	<p>第三百三十六條の三第一 項</p>	<p>又は同項第五号へ</p>	<p>第三百三十六條の三第一 項の規定による年金給付等 積立金</p>	<p>第三百三十六條の三第一 項の規定による年金給付等 積立金</p>	<p>第三百三十六條の三第一 項の規定による年金給付等 積立金及び確定給付企業 年金法第六十六條（第三 項を除く。）の規定によ る確定給付企業年金積立 金</p>	<p>若しくは同項第五号へ又 は確定給付企業年金法施 行令（平成十三年政令第 四百二十四号）第六十五 條の四において準用する 同令第四十四條第一号二 若しくは同條第二号へ 若しくは同項</p>	<p>ロ又は同項</p>	<p>ロ若しくは同項</p>	<p>ホまで</p>	<p>ホまで又は確定給付企業 年金法施行令第六十五條 の四において準用する同</p>
---	---	---	---	--------------------------	--------------------------	--------------------------	-----------------	---	---	---	--	--------------	----------------	------------	--

<p>第七十四条第 二項の表第六 十五條の項下 欄</p>	<p>第七十四条第 二項の表第六 十五條の項中 欄</p>	
	<p>令第四十四條</p>	
<p>令第四十四條の厚生労働 省令で定める書類は、連 合会が解散した日を令第 三十九條の三第二項第一 号に規定する基準日とみ なして同項の規定に基づ き算定した最低積立基準 額、法第六十一条第一 項に規定する責任準備金 に相当する額及び確定給 付企業年金責任準備金に 相当する額</p>	<p>令第四十四條の厚生労働 省令で定める書類は、基 金が解散した日を令第三 十九條の三第二項第一号 に規定する基準日とみな して同項の規定に基づき 算定した最低積立基準額 及び法第六十一条第一 項に規定する責任準備金 に相当する額</p>	<p>令第四十四條第一号イ若 しくはロ若しくは同條第 二号イからホまで</p>

(指定の申請)

第百五条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 年金数理人が厚生年金基金規則第七十六条第一項に定める要件に適合することを証する書類

三〇五 (略)

(年金数理に関する業務に係る書類)

第百十六條 法第九十七條の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一〇五 (略)

六 第百二十三條第五項、第百二十四條第四項第一号、第百二十六條第二項、第百二十八條第二号及び第百三十條第一項に規定する厚生年金保険法第百六十一條第一項に規定する責任準備金に相当する額及び当該時点を厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号)第三十九條の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき計算した最低積立基準額並びにこれらの明細を示した書類

2 (略)

(死亡の届出)

第百十八條 法第九十九條の規定による死亡の届出は、届書に、受給権者の死亡を証する書類を添付して、事業主等又は連合会に提出することによって行うものとする。

(指定の申請)

第百五条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 年金数理人が厚生年金基金規則(昭和四十一年厚生省令第三十四号)第七十六条第一項に定める要件に適合することを証する書類

三〇五 (略)

(年金数理に関する業務に係る書類)

第百十六條 法第九十七條の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一〇五 (略)

六 第百二十三條第五項、第百二十四條第四項第一号、第百二十六條第二項、第百二十八條第二号及び第百三十條第一項に規定する厚生年金保険法第百六十二條の三第一項に規定する責任準備金に相当する額及び当該時点を厚生年金基金令第三十九條の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき計算した最低積立基準額並びにこれらの明細を示した書類

2 (略)

(死亡の届出)

第百十八條 法第九十九條の規定による死亡の届出は、届書に、受給権者の死亡を証する書類を添付して、事業主等に提出することによって行うものとする。

(厚生年金基金への権利義務の移転の申出の申請等)

第二百二十三条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 令第七十三条第三項の規定により準用する令第五十条第一項第一号の同意を得たことを証する書類

三 令第七十三条第三項の規定により準用する令第五十条第一項第二号の同意を得たことを証する書類

四 権利義務の移転に係る確定給付企業年金が規約型企業年金である場合であつて、当該確定給付企業年金の実施事業所の一部に使用される加入者等の給付の支給に関する権利義務の移転を申し出るときは、令第七十三条第三項の規定により準用する令第五十条第四項の同意を得たことを証する書類

五 令第七十三条第三項の規定により準用する令第五十条第七項の同意を得たことを証する書類

3・4 (略)

5 前項の申請書には、認可の申請前一月以内現在における権利義務を承継しようとする厚生年金基金の財産目録、貸借対照表並びに厚生年金保険法第六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額及び当該時点を厚生年金基金令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき計算した最低積立基準額並びにこれらの額の明細を示した書類並びに令第七十三条第八項の規定により準用する令第五十三条第二項の同意を得たことを証する書類（権利義務の承継に係る厚生年金基金がまだ設立されていない場合に限り。）を添付しなければならない。

6 (略)

(厚生年金基金への権利義務の移転の申出の申請等)

第二百二十三条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 令第七十三条第二項の規定により準用する令第五十条第一項第一号の同意を得たことを証する書類

三 令第七十三条第二項の規定により準用する令第五十条第一項第二号の同意を得たことを証する書類

四 権利義務の移転に係る確定給付企業年金が規約型企業年金である場合であつて、当該確定給付企業年金の実施事業所の一部に使用される加入者等の給付の支給に関する権利義務の移転を申し出るときは、令第七十三条第二項の規定により準用する令第五十条第四項の同意を得たことを証する書類

五 令第七十三条第二項の規定により準用する令第五十条第七項の同意を得たことを証する書類

3・4 (略)

5 前項の申請書には、認可の申請前一月以内現在における権利義務を承継しようとする厚生年金基金の財産目録、貸借対照表並びに厚生年金保険法第六十二条の三第一項に規定する責任準備金に相当する額及び当該時点を厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき計算した最低積立基準額並びにこれらの額の明細を示した書類並びに令第七十三条第三項の規定により準用する令第五十三条第二項の同意を得たことを証する書類（権利義務の承継に係る厚生年金基金がまだ設立されていない場合に限り。）を添付しなければならない。

7 第八十九条の規定は令第七十三条第一項の規定により準用する令第四十九条第一号の厚生労働省令で定める者について、第八十九条の規定は令第七十三条第三項の規定により準用する令第五十条第八項の規定により確定給付企業年金の加入者期間を厚生年金基金の老齢年金給付の額の算定の基礎となる期間とみなす場合について準用する。この場合において、第八十九条中「令第四十九条第一号」とあるのは「令第七十三条第一項の規定により準用する令第四十九条第一号」と第八十九条の二中「第五十条第八項」とあるのは「第七十三条第三項の規定により準用する令第五十条第八項」と、「移転確定給付企業年金（法第七十九条第一項に規定する移転確定給付企業年金をいう。以下この条及び第九十四条において同じ。）」とあるのは「確定給付企業年金」と、「承継確定給付企業年金（法第七十九条第一項に規定する承継確定給付企業年金をいう。以下この条及び第九十四条において同じ。）の加入者期間」とあるのは「厚生年金基金の老齢年金給付の額の算定の基礎となる期間」と、「移転確定給付企業年金及び承継確定給付企業年金」とあるのは「確定給付企業年金及び厚生年金基金」と読み替えるものとする。

（規約型企業年金から厚生年金基金への移行の申請）

第二百二十四条（略）

2・3（略）

4 前項の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 権利義務の承継に係る厚生年金基金が設立されている場合 認可の申請前一月以内現在における権利義務を承継しようとする厚生年金基金の財産目録、貸借対照表並びに厚生年金保険法第六十一条

6（略）

7 第八十九条の規定は、令第七十三条第一項の規定により準用する令第四十九条第一号の厚生労働省令で定める者について準用する。この場合において、第八十九条第一号中「令第四十九条第一号」とあるのは、「令第七十三条第一項の規定により準用する令第四十九条第一号」と読み替えるものとする。

（規約型企業年金から厚生年金基金への移行の申請）

第二百二十四条（略）

2・3（略）

4 前項の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 権利義務の承継に係る厚生年金基金が設立されている場合 認可の申請前一月以内現在における権利義務を承継しようとする厚生年金基金の財産目録、貸借対照表並びに厚生年金保険法第六十二条

第一項に規定する責任準備金に相当する額及び当該時点を厚生年金基金令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき計算した最低積立基準額並びにこれらの額の明細を示した書類

- 二 権利義務の承継に係る厚生年金基金がまだ設立されていない場合  
令第七十三条第八項の規定により準用する令第五十三条第二項の同意を得たことを証する書類

5 (略)

(厚生年金基金から確定給付企業年金への権利義務の移転の申出の申請等)

第二百二十五条の二 法第一百十条の二第一項の規定による給付の支給に関する権利義務の移転の申出の認可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

- 一 権利義務の移転に係る厚生年金基金の名称
- 二 権利義務の承継に係る確定給付企業年金の事業主の名称及び規約番号（権利義務の承継に係る確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあつては、基金の名称及び基金番号）
- 三 移転する権利義務の限度

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 令第七十三条第四項において準用する令第五十条第一項第一号の同意を得たことを証する書類
- 二 令第七十三条第四項において準用する令第五十条第一項第二号の同意を得たことを証する書類（令第七十三条第二項において準用す

の三第一項に規定する責任準備金に相当する額及び当該時点を厚生年金基金令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき計算した最低積立基準額並びにこれらの額の明細を示した書類

- 二 権利義務の承継に係る厚生年金基金がまだ設立されていない場合  
令第七十三条第三項の規定により準用する令第五十三条第二項の同意を得たことを証する書類

5 (略)

る令第四十九条第二号の場合を除く。）

三 令第七十三条第四項において準用する令第五十条第七項の同意を得たことを証する書類

四 認可の申請前一月以内現在における権利義務を移転しようとする厚生年金基金の財産目録、貸借対照表並びに厚生年金保険法第六百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額及び当該時点を厚生年金基金令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき計算した最低積立基準額並びにこれらの額の明細を示した書類

3 権利義務の移転に伴い、当該権利義務の移転に係る厚生年金基金の規約の変更の認可を申請する場合にあつては、当該申請は、当該権利義務の移転の認可の申請と同時に行為なければならぬ。

4 法第一百条の二第三項の規定による給付の支給に関する権利義務の承継の承認等の申請は、第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに承継する権利義務の限度を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

5 権利義務の承継に係る確定給付企業年金がまだ実施されていない場合にあつては、前項の申請書に令第七十三条第十項の規定において準用する令第五十三条第二項の同意を得たことを証する書類を添付しなければならぬ。

6 権利義務の承継を申し出ようとする事業主等が権利義務の承継に伴い、その実施する確定給付企業年金の規約の変更の承認等を申請する場合にあつては、当該申請は、当該権利義務の承継の承認等の申請と同時に行為なければならぬ。

7 第八十九条の規定は令第七十三条第二項の規定により準用する令第四十九条第一号の厚生労働省令で定める者について、第八十九条の二

の規定は令第七十三条第四項の規定により準用する令第五十条第八項の規定により厚生年金基金の老齢年金給付の額の算定の基礎となる期間を確定給付企業年金の加入者期間とみなす場合について準用する。

この場合において、第八十九条中「令第四十九条第一号」とあるのは「令第七十三条第二項の規定により準用する令第四十九条第一号」と、第八十九条の二中「第五十条第八項」とあるのは「第七十三条第四項の規定により準用する令第五十条第八項」と、「移転確定給付企業年金（法第七十九条第一項に規定する移転確定給付企業年金をいう。以下この条及び第九十四条において同じ。）の加入者期間」とあるのは「厚生年金基金の老齢年金給付の額の算定の基礎となる期間」と、「承継確定給付企業年金（法第七十九条第一項に規定する承継確定給付企業年金をいう。以下この条及び第九十四条において同じ。）」とあるのは「確定給付企業年金」と、「移転確定給付企業年金及び承継確定給付企業年金」とあるのは「厚生年金基金及び確定給付企業年金」と読み替えるものとする。

（厚生年金基金から確定給付企業年金への権利義務の移転に伴う事務の引継ぎ）

第二百二十五条の三 厚生年金基金が、法第一百十条の二第一項の規定による給付の支給に関する権利義務の移転の認可を受けたときは、当該権利義務が移転される者（次項において「移転者」という。）につき、次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記載した磁気ディスクを連合会に提出しなければならない。

- 一 氏名、性別、生年月日、住所及び基礎年金番号
- 二 厚生年金基金の加入員の資格の取得及び喪失の年月日
- 三 平成十五年四月一日前の厚生年金基金の加入員たる被保険者であ

つた期間（厚生年金保険法附則第三十二条の認可を受けた日以降の当該厚生年金基金の加入員であつた期間（以下この条並びに第二百二十九条第一項第三号及び第四号において「附則第三十二条加入員期間」という。）を除く。）の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間（附則第三十二条加入員期間を除く。）の標準報酬月額

四 平成十五年四月一日以後の厚生年金基金の加入員たる被保険者であつた期間（附則第三十二条加入員期間を除く。）の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額並びに被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間（附則第三十二条加入員期間を除く。）の標準報酬月額及び標準賞与額

五 法第百十条の二第六項の規定により読み替えて適用する厚生年金保険法第百六十一条第一項の規定により連合会が徴収する額

2 法第百十条の二第三項の規定により移転者に係る給付の支給に関する権利義務を承継した確定給付企業年金の事業主等に係る令第二十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、第二十一条各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 厚生年金基金の加入員の資格の取得及び喪失の年月日
- 二 基礎年金番号

（厚生年金基金から規約型企業年金への移行の申請）

第二百二十六条 （略）

2 前項の申請書には、認可の申請前一月以内現在における権利義務を移転しようとする厚生年金基金の財産目録、貸借対照表並びに厚生年金保険法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額及び当該時点を厚生年金基金令第三十九条の三第二項第一号に規定する基

（厚生年金基金から規約型企業年金への移行の申請）

第二百二十六条 （略）

2 前項の申請書には、認可の申請前一月以内現在における権利義務を移転しようとする厚生年金基金の財産目録、貸借対照表並びに厚生年金保険法第百六十二条の三第一項に規定する責任準備金に相当する額及び当該時点を厚生年金基金令第三十九条の三第二項第一号に規定す

準日とみなして同項の規定に基づき計算した最低積立基準額並びにこれらの額の明細を示した書類を添付しなければならない。

3 (略)

4 前項の申請書には、法第百十一条第五項の規定により準用する法第七十四条第二項の同意を得たことを証する書類（権利義務の承継に係る規約型企業年金がまだ実施されていない場合にあつては、令第七十三条第十一項の規定により準用する令第五十三条第五項の同意を得たことを証する書類）を添付しなければならない。

5 (略)

(厚生年金基金から規約型企業年金への移行に伴う事務の引継ぎ等)

第百二十七条 厚生年金基金が、法第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされたときは、厚生年金基金規則第六十六条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「解散したとき」とあるのは「確定給付企業年金法第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされたとき」と、「解散した日」とあるのは「解散の認可があつたものとみなされた日」と、「又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを連合会」とあるのは「を社会保険庁長官」と、同条第一号中「、住所及び基礎年金番号」とあるのは「及び基礎年金番号」と、同条第三号中「平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間」とあるのは「平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間（法附則第三十二条の認可を受けた日以降の当該基金の加入員であつた期間（以下この条において「附則第三十二条加入員期間」という。）を除く。）」と、「当該加入員たる被保険者であつた期間」とあるのは「当該加入員たる被保険者であつた期間（附則第三十二条加入員期間を除く。）」と、同条第四号中「

る基準日とみなして同項の規定に基づき計算した最低積立基準額並びにこれらの額の明細を示した書類を添付しなければならない。

3 (略)

4 前項の申請書には、法第百十一条第五項の規定により準用する法第七十四条第二項の同意を得たことを証する書類（権利義務の承継に係る規約型企業年金がまだ実施されていない場合にあつては、令第七十三条第五項の規定により準用する令第五十三条第五項の同意を得たことを証する書類）を添付しなければならない。

5 (略)

(厚生年金基金から規約型企業年金への移行に伴う事務の引継ぎ等)

第百二十七条 厚生年金基金が、法第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされたときは、厚生年金基金規則第六十六条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「解散したとき」とあるのは「確定給付企業年金法第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされたとき」と、「解散した日」とあるのは「解散の認可があつたものとみなされた日」と、「又はこれらの事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）」を連合会」とあるのは「を社会保険庁長官」と、同条第一号中「、住所及び基礎年金番号」とあるのは「及び基礎年金番号」と、同条第三号中「平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間」とあるのは「平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間（法附則第三十条の認可を受けた日以降の当該基金の加入員であつた期間（以下この条において「附則第三十条加入員期間」という。）を除く。）」と、「当該加入員たる被保険者であつた期間」とあるのは「当該加入員

平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間」とあるのは「平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間（附則第三十二条加入員期間を除く。）」と、「当該加入員たる被保険者であつた期間」とあるのは「当該加入員たる被保険者であつた期間（附則第三十二条加入員期間を除く。）」と、同条第五号中「法第六十一条第一項」とあるのは「確定給付企業年金法第六十一条第一項」と、「連合会」とあるのは「政府」とする。

2 (略)

(厚生年金基金から基金への移行の申請)

第二百二十八条 法第十二条第一項の規定による厚生年金基金が基金となることについての認可の申請は、厚生年金基金の名称を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

一 (略)

二 認可の申請前一月以内現在における権利義務を移転しようとする厚生年金基金の財産目録、貸借対照表並びに厚生年金保険法第六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額及び当該時点の厚生年金基金令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき計算した最低積立基準額並びにこれらの額の明細を示した書類

(厚生年金基金から基金への移行に伴う事務の引継ぎ等)

第二百二十九条 法第十二条第一項の認可を受けて成立した基金は、遅滞なく、厚生年金基金が同条第四項の規定により消滅した日において

たる被保険者であつた期間（附則第三十条加入員期間を除く。）」と、同条第四号中「平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間」とあるのは「平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間（附則第三十条加入員期間を除く。）」と、「当該加入員たる被保険者であつた期間」とあるのは「当該加入員たる被保険者であつた期間（附則第三十条加入員期間を除く。）」と、同条第五号中「法第六十二条の三第一項」とあるのは「確定給付企業年金法第六十二条第一項」と、「連合会」とあるのは「政府」とする。

2 (略)

(厚生年金基金から基金への移行の申請)

第二百二十八条 法第十二条第一項の規定による厚生年金基金が基金となることについての認可の申請は、厚生年金基金の名称を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

一 (略)

二 認可の申請前一月以内現在における権利義務を移転しようとする厚生年金基金の財産目録、貸借対照表並びに厚生年金保険法第六十二条の三第一項に規定する責任準備金に相当する額及び当該時点の厚生年金基金令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき計算した最低積立基準額並びにこれらの額の明細を示した書類

(厚生年金基金から基金への移行に伴う事務の引継ぎ等)

第二百二十九条 法第十二条第一項の認可を受けて成立した基金は、遅滞なく、厚生年金基金が同条第四項の規定により消滅した日において

当該厚生年金基金が老齢年金給付の支給の義務を負っている者（第二号において「消滅基金加入員」という。）につき、次の各号に掲げる事項を記載した書類を社会保険庁長官に提出しなければならない。

一・二（略）

三 平成十五年四月一日前の厚生年金基金の加入員たる被保険者であった期間（附則第三十二条加入員期間を除く。）の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であった期間（附則第三十二条加入員期間を除く。）の標準報酬月額

四 平成十五年四月一日以後の厚生年金基金の加入員たる被保険者であった期間（附則第三十二条加入員期間を除く。）の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額並びに被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であった期間（附則第三十二条加入員期間を除く。）の標準報酬月額及び標準賞与額

五（略）

2（略）

（消滅した厚生年金基金の財産目録等の提出）

第三百三十条 令第七十九条の厚生労働省令で定める書類は、厚生年金基金が法第百十二条第四項の規定により消滅した日における厚生年金保険法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額及び当該厚生年金基金が年金たる給付（法第百十条の二第一項に規定する厚生年金代行給付に限る。）の支給に関する義務を負っている者に係る当該時点<sup>（一）</sup>を厚生年金基金令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額並びにこれ

当該厚生年金基金が老齢年金給付の支給の義務を負っている者（第二号において「消滅基金加入員」という。）につき、次の各号に掲げる事項を記載した書類を社会保険庁長官に提出しなければならない。

一・二（略）

三 平成十五年四月一日前の厚生年金基金の加入員たる被保険者であった期間（厚生年金保険法附則第三十二条の認可を受けた日以降の当該厚生年金基金の加入員であった期間（以下この条において「附則第三十二条加入員期間」という。）を除く。）の基準標準給与月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であった期間（附則第三十二条加入員期間を除く。）の平均標準報酬月額

四 平成十五年四月一日以後の厚生年金基金の加入員たる被保険者であった期間（附則第三十条加入員期間を除く。）の基準標準給与月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であった期間（附則第三十条加入員期間を除く。）の平均標準報酬額

五（略）

2（略）

（消滅した厚生年金基金の財産目録等の提出）

第三百三十条 令第七十九条の厚生労働省令で定める書類は、厚生年金基金が法第百十二条第四項の規定により消滅した日における厚生年金保険法第百六十二条の三第一項に規定する責任準備金に相当する額及び当該厚生年金基金が年金たる給付（法第百十一条第一項に規定する厚生年金代行給付に限る。）の支給に関する義務を負っている者に係る当該時点<sup>（一）</sup>を厚生年金基金令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額並びにこれ

らの額の明細を示した書類とする。

2 (略)

(脱退一時金相当額の厚生年金基金への移換の申出等)

第三百二十五条 法第百十五条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があったときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、厚生年金基金に提出するものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 脱退一時金相当額及びその算定の基礎となつた期間

三 確定給付企業年金の加入者の資格の喪失の年月日

2 法第百十五条の二第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者に送付することによつて行うものとする。

一 厚生年金基金が脱退一時金相当額の移換を受けた年月日及びその額

二 令第八十八条の三第一項の規定により当該中途脱退者に支給する老齢年金給付の額の算定の基礎として用いられる期間

(厚生年金基金脱退一時金相当額の確定給付企業年金への移換の申出等)

第三百二十六条 法第百十五条の三第一項の規定による厚生年金基金脱退

一時金相当額の移換の申出があったときは、当該申出を受けた厚生年金基金は、当該厚生年金基金中途脱退者(令第八十八条の三第二項に規定する厚生年金基金中途脱退者をいう。次項及び第四百四十一条第二項において同じ。)に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又は

これらの額の明細を示した書類とする。

2 (略)

これらの事項を記録した磁気ディスクを、事業主等に提出するものとする。

一 氏名、性別及び生年月日

二 厚生年金基金脱退一時金相当額及びその算定の基礎となった期間

三 厚生年金基金の加入員の資格の喪失の年月日

2 法第百十五条の三第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該厚生年金基金中途脱退者に送付することによつて行うものとする。

一 資産管理運用機関等が厚生年金基金脱退一時金相当額の移換を受けた年月日及びその額

二 令第八十八条の三第二項の規定により確定給付企業年金の加入者期間に算入される期間

(脱退一時金相当額の確定拠出年金への移換の申出等)

第百三十七条 法第百十七条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、企業型記録関連連運管管理機関等(確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連連運管管理機関等をいう。第百四十条第一項において同じ。)又は国民年金基金連合会(同法第二条第五項に規定する連合会をいう。以下同じ。)に提出するものとする。

一 氏名、性別及び生年月日

二 国民年金基金連合会に提出する場合には、基礎年金番号

三 脱退一時金相当額及びその算定の基礎となった期間の開始日及び終了日

2 | 法第百七条の二第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者に送付することによって行うものとする。

一 | 企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会が脱退一時金相当額の移換を受けた年月日及びその額

二 | 確定拠出年金法第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により通算加入者等期間（同法第三十三条第一項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）の通算加入者等期間をいう。第百四十条第二項において同じ。）に算入される期間

（積立金の確定給付企業年金への移換の申出等）

第百三十八条 法第百十五条の四第一項の規定による積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、当該中途脱退者等（同項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、事業主等に提出するものとする。

一 | 氏名、性別及び生年月日

二 | 積立金の額（第百四条の三又は第百四条の六第一項の規定により本人拠出相当額を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクの提出を受けている場合にあつては、当該本人拠出相当額の合計額を含む。）

三 | 第百四条の三第二号に掲げる脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は第百四条の六第一項第二号に掲げる終了した確定給付企業年金の加入者期間（第百四十一条を除き、以下「算定基礎期間等」という。）

2 | 法第百十五条の四第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事

項を記載した通知書を当該中途脱退者等に送付することによって行うものとする。

- 一 資産管理運用機関等が積立金の移換を受けた年月日及びその額
- 二 令第八十八条の三第二項の規定により確定給付企業年金の加入者期間に算入される期間

(積立金の厚生年金基金への移換の申出等)

第三百三十九条 法第一百五十五条の五第一項の規定による積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、厚生年金基金に提出するものとする。

- 一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
- 二 積立金の額
- 三 算定基礎期間等

2 法第一百五十五条の五第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者等に送付することによって行うものとする。

- 一 厚生年金基金が積立金の移換を受けた年月日及びその額
- 二 令第八十八条の三第一項の規定により当該中途脱退者に支給する老齢年金給付の額の算定の基礎として用いられる期間

(積立金の確定拠出年金への移換の申出等)

第四百十条 法第一百七十条の三第一項の規定による積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、企業型記録関連連運管理機関等又は国民年金基金連合会に提出するも

のとする。

一 氏名、性別及び生年月日

二 国民年金基金連合会に提出する場合にあつては、基礎年金番号

三 積立金の額

四 算定基礎期間等の開始日及び終了日

2 法第百七十七条の三第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者等に送付することによつて行うものとする。

一 企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会が積立金の移換を受けた年月日及びその額

二 確定拠出年金法第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により通算加入者等期間に算入される期間

(脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間等の一部を老齢年金給付の額の算定の基礎として用いる際等の算定方法)

第百四十一条 令第八十八条の三第一項の規定により、同項各号に掲げる期間(以下この項において「算定基礎期間等」という。)を当該中途脱退者又は中途脱退者等に支給する老齢年金給付の額の算定の基礎として用いるときは、次の各号に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならない。

一 厚生年金基金の規約に照らして当該移換された脱退一時金相当額又は積立金の額の算定の基礎となる期間を算定すること。ただし、算定された期間が算定基礎期間等を超える場合にあつては、当該算定基礎期間等とすること。

二 算定基礎期間等を合算しないこととする場合にあつては、厚生年金基金の加入員であつた期間が一年未満である者に限り、その旨を

規約で定めること。

三 その他当該中途脱退者又は中途脱退者等について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められること。

2 令第八十八条の三第二項の規定により、同項各号に掲げる期間（以下この項において「算定基礎期間等」という。）を当該厚生年金基金中途脱退者又は中途脱退者等に係る加入者期間に算入するときは、次の各号に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならない。

一 確定給付企業年金の規約に照らして当該移換された厚生年金基金脱退一時金相当額又は積立金の額の算定の基礎となる期間を算定すること。ただし、算定された期間が算定基礎期間等を超える場合にあっては、当該算定基礎期間等とすること。

二 算定基礎期間等を合算しないこととする場合にあっては、確定給付企業年金の加入者であった期間が一年未満である者に限り、その旨を規約で定めること。

三 その他当該厚生年金基金中途脱退者又は中途脱退者等について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められること。

（中途脱退者等への事業主等又は厚生年金基金の説明義務）

第四百二十二条 令第九十三条第一項の規定により、事業主等が資格喪失者に脱退一時金相当額の移換に關して必要な事項について説明するときは、当該資格喪失者の脱退一時金相当額その他脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

2 令第九十三条第二項の規定により、事業主等が加入者の資格を取得した者に厚生年金基金脱退一時金相当額又は積立金の移換に關して必要な事項について説明するときは、次の各号に掲げる事項を説明しな

なければならない。

一 令第七十三条第六項において準用する令第五十条の二第一項又は令第八十八条の二第一項の規定による厚生年金基金脱退一時金相当額又は積立金の移換の申出の期限及び当該申出の手続

二 令第八十八条の三第二項の規定により加入者期間に算入する期間及びその算定方法

三 前条第二項第二号の規約を定めている場合にあつては、その旨及びその概要

四 その他厚生年金基金脱退一時金相当額又は積立金の移換に係る判断に資する必要な事項

3 令第九十三条第三項の規定により、厚生年金基金が加入員の資格を喪失した者（以下この項において「厚生年金基金資格喪失者」という。）に厚生年金基金脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について説明するときは、当該厚生年金基金資格喪失者の厚生年金基金脱退一時金相当額その他厚生年金基金脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

4 令第九十三条第四項の規定により、厚生年金基金が加入員の資格を取得した者に脱退一時金相当額又は積立金の移換に関して必要な事項について説明するときは、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。

一 令第七十三条第五項において準用する令第五十条の二第一項又は令第八十八条の二第二項において準用する同条第一項の規定による脱退一時金相当額又は積立金の移換の申出の期限及び当該申出の手続

二 令第八十八条の三第一項の規定により老齢年金給付の額の算定の基礎として用いる期間及びその算定方法

三 前条第一項第二号の規約を定めている場合にあつては、その旨及びその概要

四 その他脱退一時金相当額又は積立金の移換に係る判断に資する必要な事項

(連合会から移換する積立金の額)

第四百十三條 連合会が法第一百五條の四第二項、第一百五條の五第二項又は第一百七條の三第二項の規定により資産管理運用機関等、厚生年金基金又は企業型年金の資産管理機関若しくは国民年金基金連合会に移換する積立金の額は、次の各号に掲げる額のいずれか高い額とする。

一 連合会の規約で定める方法により計算した額

二 連合会が移換を受けた当該中途脱退者等に係る脱退一時金相当額又は残余財産の額(当該中途脱退者等の給付に充てる部分に限る。)

#### 附則

(適格退職年金からの権利義務の承継の承認等の申請)

第六條 法附則第二十五條第一項の規定に基づく移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務の承継の承認等の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣(当該承認等に関する権限が附則第十一条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあつては、地方厚生局長等)に提出することによって行うものとする。

#### 附則

(適格退職年金からの権利義務の承継の承認等の申請)

第六條 法附則第二十五條第一項の規定に基づく移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務の承継の承認(基金にあつては、認可。以下この条において「承認等」という。)の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣(当該承認等に関する権限が附則第十一条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあつては、地方厚生局長等)に提出することによって行うものとする。

1～11 (塗)  
2～4 (塗)

様式第三号 (第百十九条関係)

(表 面)

<p>第百十八条 第九十条第一項又は第百一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は<u>五十万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>	(略)
---	-----

1～11 (塗)  
2～4 (塗)

様式第三号 (第百十九条関係)

(表 面)

<p>第百十八条 第九十条第一項又は第百一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は<u>三十万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>	(略)
---	-----

◎厚生年金基金規則及び確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成十六年厚生労働省令第三百三十一号）

改正案	現行
<p>附則 （代行保険料率の算定等に関する特例）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項の場合において、厚生年金保険法第八十一条の三第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、厚生年金基金規則第三十二条の十三第二号に掲げる事項、特例算定基準日における最低責任準備金額（特例算定基準日を解散する日とみなして、厚生年金保険法第六十一条第一項の規定により連合会が徴収することとなる額をいう。以下同じ。）及び特例算定基準日における同法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額（以下「過去期間代行給付現価の額」という。）とする。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>附則 （代行保険料率の算定等に関する特例）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項の場合において、厚生年金保険法第八十一条の三第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、厚生年金基金規則第三十二条の十三第二号に掲げる事項、特例算定基準日における最低責任準備金額（特例算定基準日を解散する日とみなして、厚生年金保険法第六十二条の三第一項の規定により連合会が徴収することとなる額をいう。以下同じ。）及び特例算定基準日における同法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額（以下「過去期間代行給付現価の額」という。）とする。</p> <p>3・4（略）</p>

◎厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）

改正案	現行
<p>(年金運用企画官) 第七十二条の二 (略)</p> <p>2 年金運用企画官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。</p> <p>一 厚生年金基金及び企業年金連合会（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定により業務を行う場合に限る。）並びに国民年金基金及び国民年金基金連合会（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定により業務を行う場合に限る。）の積立金の運用及び年金資金運用（厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定のための資金運用をいう。第三号において同じ。）に関する制度に関する重要事項の企画及び立案に関すること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(数理調整管理官) 第七十三条 (略)</p> <p>2 数理調整管理官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。</p> <p>一 厚生年金保険法附則第十八条第一項に規定する拠出金（次号において「拠出金」という。）に係る数理に関すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>(年金管理課の所掌事務)</p>	<p>(年金運用企画官) 第七十二条の二 (略)</p> <p>2 年金運用企画官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。</p> <p>一 厚生年金基金（厚生年金基金連合会を含む。）並びに国民年金基金（国民年金基金連合会を含む。）の積立金の運用及び年金資金運用（厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定のための資金運用をいう。第三号において同じ。）に関する制度に関する重要事項の企画及び立案に関すること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(数理調整管理官) 第七十三条 (略)</p> <p>2 数理調整管理官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。</p> <p>一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第十八条第一項に規定する拠出金（次号において「拠出金」という。）に係る数理に関すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>(年金管理課の所掌事務)</p>

第八百六十三条 年金管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)以下「昭和六十年改正法」という。) 附則第三十二条第三項において準用する国民年金法第十六条に規定する給付(老齢福祉年金に係るものに限る。)を受ける権利の裁定を行うこと。

五 (略)

第八百六十三条 年金管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)以下「昭和六十年改正法」という。) 附則第三十二条第三項において準用する国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)第十六条に規定する給付(老齢福祉年金に係るものに限る。)を受ける権利の裁定を行うこと。

五 (略)